



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 指定管理者の指定・2件（MICE推進課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 指定管理者の指定（空手振興課） 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 2

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件（県立南部医療センター・こども医療センター） 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立中部病院） 3

監査委員事項

- 定期監査結果の公表 4
- 財政的援助団体等監査結果の公表 4
- 行政監査結果の公表 4

告 示

沖縄県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 伊是名村土地改良区
- 2 認可年月日 令和2年1月15日

沖縄県告示第25号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第6条の規定により、沖縄コンベンションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 株式会社コンベンションリンケージ 東京都千代田区三番町2番地
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

沖縄県告示第26号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第6条の規定により、万国津梁館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 ザ・テラスホテルズ株式会社 名護市字喜瀬1808番地
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

沖縄県告示第27号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和2年1月24日

沖縄県文化観光スポーツ部長 新 垣 健 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年2月4日から同年3月15日まで
- 4 観覧料の額
令和元年度琉球王国文化遺産集積・再興事業特別展「手わざー琉球王国の文化ー」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	650円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	250円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第28号

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第28号）第6条の規定により、沖縄空手会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ
代表者 沖縄ツーリスト株式会社 那覇市松尾1丁目2番3号
沖縄ビル管理株式会社 那覇市久米2丁目33番1号
有限会社西原農園 那覇市首里石嶺町4丁目135番地の1
株式会社セイカスポーツセンター 鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号
- 2 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月11日 沖縄県指令土第411号、平成30年8月27日 沖縄県

指令土第653号（変更）、令和元年12月13日 沖縄県指令土第867号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字西里越地1439番1ほか2筆のそれぞれの一部及び1447番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺川2丁目9番地1 沖縄県農業協同組合 代表理事 普天間朝重
- 5 検査済証番号 令和元年12月27日 第4620号
- 6 工事完了年月日 令和元年12月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年1月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月27日 沖縄県指令土第248号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜崎原843番44
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字座波1247番地オアシス兼城202 大城裕
- 5 検査済証番号 令和2年1月9日 第4621号
- 6 工事完了年月日 令和元年12月23日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年1月24日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 超電導MRI装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和元年11月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 194,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年10月11日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年1月24日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 病院ネットワーク機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和元年12月6日
- 4 落札者の名称及び所在地 P S P株式会社 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
- 5 落札金額 85,627,410円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年10月25日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和2年1月24日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 沖縄県立中部病院医療情報・放射線画像情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281番地
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年11月22日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 P S P株式会社 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
- 5 契約金額 150,399,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊1のとおり公表する。

令和2年1月24日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一幸

沖縄県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、学校法人カトリック沖縄学園ほか32団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊2のとおり公表する。

令和2年1月24日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一幸

沖縄県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、沖縄県の事務の執行について監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別冊3のとおり公表する。

令和2年1月24日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵
沖縄県監査委員	座	喜	味	一幸

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成30年度定期監査の結果報告書

＜財務・事務に関する事項＞

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	7
第3 監査所見	12
第4 部局別の指摘事項	
【各部局共通】	15
【知事公室】	15
【総務部】	15
【企画部】	16
【環境部】	16
【子ども生活福祉部】	17
【保健医療部】	17
【農林水産部】	19
【商工労働部】	21
【文化観光スポーツ部】	22
【土木建築部】	22
【出納事務局】	24
【病院事業局】	24
【教育庁】	25
【警察本部】	26

＜工事等に関する事項＞

第1 監査の概要	27
第2 監査の結果及び所見	28

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成30年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

(ア) 未収金の債権管理について

(イ) 備品の適正な管理について

イ 事務に関する事項

(ア) 防火管理体制について

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。
 実地監査は、平成31年1月15日から令和元年8月21日までの間で実施した。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室 本庁各課	令和元年6月3～4日 " 8月7日	本庁各課	令和元年6月5～7日 " 7月31日
本庁各課	" 6月10～12日 " 8月9日	北部保健所	平成31年2月20日 " 3月11日
総務事務センター	" 7月2～4日	中部保健所	" 2月15日 " 3月12日
宮古事務所各課	平成31年4月23～24日 令和元年5月9日	南部保健所	" 2月13日 " 3月11日
八重山事務所各課	" 5月16～17日 " 6月27日	宮古保健所	" 3月13日 令和元年5月10日
東京事務所	平成31年2月4日	八重山保健所	平成31年3月14日 令和元年5月22日
名護県税事務所	" 3月5日	看護大学	" 5月9日 " 6月14日
コザ県税事務所	" 4月17日	衛生環境研究所	平成31年3月14日 令和元年5月20日
那覇県税事務所	令和元年4月16日 令和元年5月23日	総合精神保健福祉センター	平成31年3月7日 " 4月24日
自動車税事務所	平成31年4月25日 令和元年5月24日	中央食肉衛生検査所	" 3月15日 令和元年5月8日
本庁各課	" 6月21日 " 7月24日	本庁各課	令和元年7月16～19日 " 8月8日
企画部 本庁各課	" 7月9～12日 " 8月1日	北部農林水産振興センター各課	平成31年2月15、19～22日 " 4月15日
本庁各課	" 6月3～4日 " 7月23日	宮古農林水産振興センター各課	令和元年5月28～31日 " 6月18日
動物愛護管理センター	平成31年3月12日 令和元年5月27日	八重山農林水産振興センター各課	" 5月21～24日 " 6月27日
本庁各課	" 7月30日～8月2日 " 8月21日	農業研究センター	平成31年3月15日 令和元年5月24日
北部福祉事務所	平成31年2月19日 " 4月22日	農業研究センター 名護支所	平成31年3月14日 令和元年5月16日
中部福祉事務所	" 2月18日 " 4月18日	農業研究センター 宮古島支所	平成31年3月5日 令和元年5月10日
南部福祉事務所	" 2月12日 " 3月1日	農業研究センター 石垣支所	平成31年3月7日 令和元年5月29日
宮古福祉事務所	" 3月12日 令和元年5月9日	畜産研究センター	平成31年2月6日 " 3月8日
八重山福祉事務所	平成31年3月15日 令和元年5月22日	森林資源研究センター	" 2月5日 " 3月8日
女性相談所	平成31年3月8日 令和元年5月7日	水産海洋技術センター	" 3月8日 令和元年5月30日
若夏学院	平成31年3月6日 " 4月19日	水産海洋技術センター 石垣支所	平成31年3月6日 " 4月16日
中央児童相談所	令和元年5月15日 " 6月5日	海洋深層水研究所	" 2月21日 " 3月18日
コザ児童相談所	" 5月14日 " 6月6日	中央卸売市場	" 2月20日 " 3月7日
平和記念資料館	平成31年2月28日 " 4月18日		

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部局名	監査対象機関数	監査実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事公室	6	6	5	1
総務部	17	17	16	1
企画部	8	8	8	0
環境部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	21	21	19	2
保健医療部	16	16	15	1
農林水産部	43	43	43	0
商工労働部	13	13	13	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土木建築部	23	23	23	0
出納事務局	2	2	2	0
企業局	9	9	6	3
病院局	8	8	8	0
議会事務局	1	1	1	0
教育庁	102	102	60	42
警察本部	46	46	38	8
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合計	337	337	279	58

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
中央家畜保健衛生所	平成31年3月13日	宮古土木事務所	令和元年5月9～10日
家畜衛生試験場	令和元年5月17日	八重山土木事務所	5月14～15日
家畜改良センター	令和元年5月21日	下地島空港管理事務所	6月14日
病害虫防除技術センター	平成31年2月14日	都市モノ・レール建設事務所	5月8日
中部農業改良普及センター	4月22日	下水道事務所	6月11日
南部農業改良普及センター	3月12日	出納事務局	平成31年4月25日
農林水産部	令和元年5月8日		令和元年5月29日
	平成31年3月5日		令和元年5月29日
	4月24日		
	3月6日		7月5日
	令和元年5月28日		7月23日、8月9日
	5月8日	本庁各課	5月28～30日
	6月5日	久志浄水管理事務所	7月22日
中部農林土木事務所	平成31年4月23～24日	北谷浄水管理事務所	平成31年2月28日
南部農林土木事務所	令和元年5月22日		4月15日
	平成31年4月18～19日		3月1日
	令和元年5月23日		4月22日
南部林業事務所	平成31年2月19日	本庁各課	令和元年7月25～26日
	3月12日	北部病院	8月20日
栽培漁業センター	3月7日	中部病院	6月18～19日
	4月25日	南部医療センター・こども医療センター	7月10日
本庁各課	令和元年7月9～12日	精和病院	6月18～20日
大阪事務所	平成31年2月8日	宮古病院	7月11日
	3月6日	八重山病院	6月26～28日
工業技術センター	3月6日	本庁各課	7月24日
	4月23日		6月13～14日
工夫振興センター	3月5日		7月5日
	令和元年5月7日		7月11～12日
具志川職業能力開発校	平成31年3月8日		7月30日
	4月23日		7月2～3日
浦添職業能力開発校	3月7日		7月24日
	4月25日		
本庁各課	令和元年6月5～7日		令和元年7月16～19日
芸術大学	8月8日		8月1日
博物館・美術館	5月10日		平成31年1月24日
	4月19日		2月26日
本庁各課	令和元年7月23～26日		2月6日
	8月20日		3月13日
北部土木事務所	平成31年4月16～17日		2月4日
	令和元年5月16日		3月7日
中部土木事務所	平成31年4月23～24日		2月7日
	令和元年5月17日		3月1日
南部土木事務所	5月16～17日		2月14日
	6月5日		3月4日
			2月22日
			3月14日
			2月8日
			4月24日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
県立図書館	平成31年2月27日	八重山高等学校	平成31年2月21日
埋蔵文化財センター	4月24日	中部農林高等学校	3月20日
本部長高等学校	2月26日	八重山農林高等学校	1月15日
前原高等学校	3月12日	美里工業高等学校	2月19日
	1月31日		2月27日
	2月26日		3月20日
	1月22日		1月18日
	2月5日		2月5日
	1月23日		1月17日
	2月8日		1月31日
	1月29日		1月29日
	2月19日		2月14日
	1月30日		2月26日
	2月14日		3月14日
	1月23日		1月16日
	2月12日		1月30日
	1月22日		1月30日
	2月14日		2月20日
	1月16日		1月22日
	2月7日		2月6日
	1月15日		2月15日
	1月29日		3月5日
	1月17日		1月24日
	1月30日		2月7日
	1月17日		1月25日
	1月31日		2月8日
	1月31日		1月25日
	2月21日		3月11日
	2月1日		1月18日
	3月14日		2月6日
	1月29日		1月17日
	2月18日		2月8日
	1月18日		1月15日
	2月5日		1月29日
	2月1日		1月16日
	3月11日		2月5日
	2月14日		1月24日
	1月30日		1月18日
	2月18日		2月19日
	1月23日		1月29日
	2月8日		2月18日
	2月22日		2月1日
	3月18日		3月14日

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 予算に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予算執行関係に係る事務が適正でなかったもの	4	栽培漁業センター 中部病院 宮古病院 那覇国際高等学校 (4機関)
切手が必要以上に購入されていたもの	1	看護大学 (1機関)
計	5	(5機関)

(2) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	15	人事課 税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 情報産業振興課 住宅課 (22機関)
医薬未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかったもの(調定の遅延) (各部局共通)	1	衛生業務課 水産課 アジア経済戦略課 ものづくり振興課 情報産業振興課 道路街路課 道路管理課 都市計画・モノレール課 建築指導課 教育支援課 (10機関)
調定事務が適正でなかったもの	1	交通政策課 (1機関)
調定事務が適正でなく、収納が遅延していたもの又は収納されていなかったもの	2	地域保健課 宮古土木事務所 (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	3	防災危機管理課 南部農林土木事務所 産業政策課 (3機関)
現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの	1	那覇県税事務所 (1機関)
計	24	(46機関)

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
本部各課	令和元年6月25～28日	議会事務局	令和元年5月29日 7月30日
警察学校	平成31年2月12日 3月14日	監査委員事務局	5月28日
那覇警察署	2月28日 4月18日	人事委員会事務局	6月14日 8月19日
浦添警察署	3月1日 4月22日	労働委員会事務局	5月30日 7月30日
宜野湾警察署	2月27日 3月28日	選挙管理委員会	7月9日 8月1日
嘉手納警察署	2月26日 4月18日	漁区漁業調整委員会事務局	7月19日 8月8日
宮古島警察署	2月12日 3月4日	内水面漁場管理委員会事務局	7月19日 8月8日
八重山警察署	2月13日 令和元年5月29日	収用委員会事務局	7月25日 8月20日

注：1 監査対象機関は、平成31年4月1日現在で表記している。
2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。
書面監査は、令和元年7月26日から8月30日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
子ども生活福祉部	身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部食肉衛生検査所
企業局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
教育庁	離島児童生徒支援センター 辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宮野陸高高等学校 石川高等学校 具志川高等学校 与那国高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 宮古高等学校 伊良部高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 浦添工業高等学校 中部商業高等学校 沖繩農林高等学校 南部農林高等学校 具志川商業高等学校 島尻特別支援学校 浦添商業高等学校 宮古商業高等学校 名護商工高等学校 泡瀬特別支援学校 西崎特別支援学校 那覇特別支援学校 八重山特別支援学校 やえせ高等支援学校 桜野特別支援学校 宮古特別支援学校 森川特別支援学校 陽明高等支援学校 与那国特別支援学校 与那国特別支援学校 球陽中学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖繩警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署

(3) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの（各部高共通）	1	衛生薬務課 観光振興課 技術・建設業課 用地課 総合教育センター 開邦高等学校（6機関）
支払いが遅延していたもの	2	病院事業総務課 開邦高等学校（2機関）
給与が過不足払いとなっていたもの	12	基地对策課 保護・援護課 南部福祉事務所 農業研究センター 南部農業改良普及センター 中小企業支援課 労働政策課 病院事業総務課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 那覇商業高等学校（12機関）
給与の支給事務が適正でなかったもの	2	畜産研究センター 家畜改良センター（2機関）
補助金交付に係る事務が適正でなかったもの	1	道路管理課（1機関）
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	2	東京事務所 中部病院 南部医療センター・こども医療センター（3機関）
支出事務が適正でなかったもの	1	会計課（1機関）
計	21	(27機関)

(4) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	看護大学 農業研究センター名護支所 畜産研究センター（3機関）
入札手続が適正でなかったもの	2	久米島高等学校 美咲特別支援学校（2機関）
契約方法について改善を要するもの	1	中部土木事務所（1機関）
契約事務が適正でなかったもの	7	北部農林水産振興センター 農業研究センター 農業研究センター石垣支所 中小企業支援課 観光振興課 八重山土木事務所 中部病院 (7機関)
契約書を作成していなかったもの	3	水産海洋技術センター石垣支所 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校（3機関）
契約書で定める単価と異なる支払いを行っていたもの	1	北部農林水産振興センター（1機関）
計	17	(17機関)

(5) 工事に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
設計変更等の事務が適正でなかったもの	1	南部土木事務所（1機関）
計	1	(1機関)

(6) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	5	医療政策課 看護大学 畜産研究センター 下水道課 外事課（5機関）
備品貸与の手続が適正でなかったもの	1	スポーツ振興課（1機関）
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	南部農業改良普及センター（1機関）
基金の管理が適正でなかったもの	1	子育て支援課（1機関）
財産（ICカード）の管理が適正でなかったもの	1	東京事務所（1機関）
生産物台帳が整備されていないもの	1	農業研究センター宮古島支所（1機関）
動物台帳の管理が適正でなかったもの	1	畜産研究センター（1機関）
土地改良財産台帳が整備されていないもの	1	宮古農林水産振興センター（1機関）
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	2	水産海洋技術センター 住宅課（2機関）
計	14	(14機関)

(7) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	3	財政課 環境再生課 地域保健課（3機関）
預り金の管理に改善を要するもの	2	病院事業総務課 中部病院（2機関）
計	5	(5機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制が適正でなかったもの	3	動物愛護管理センター 芸術大学 住宅課（3機関）
事務決裁が適正でなかったもの	1	地域保健課（1機関）
公印の管理が適正でなかったもの	1	保健医療総務課 地域保健課（2機関）
許可事務が適正でなかったもの	1	八重山病院（1機関）
計	6	（7機関）

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部局名	財務に関する事項						事務に関する事項	合計		増減		
	予算	収入	支出	契約	工事	財産		その他	計		H30	H29
											H30	H29
知事公室		1	1					2		3△1		
総務部		4	1			1		7		743		
企画部		1						1		101		
環境部		1						2	1	303		
子ども生活福祉部		3	2			1		6		7△1		
保健医療部	1	1		1				2	1	62853		
農林水産部	1	3	4	7		6		21		21183		
商工労働部		5	2	1				8		871		
文化観光スポーツ部				1		1		2	1	330		
土木建築部		3	1	2	1	2		9	1	1011△1		
出納事務局			1					1		101		
企業局								0		000		
病院事務局	2	1	6	1			2	12	1	1323△10		
議会事務局								0		000		
教育庁	1		2	4				7		712△5		
警察本部						1		1		15△4		
その他の行政委員会事務局								0		000		
各部局共通		1	1					2		24△2		
計	5	24	21	17	1	14	5	87	6	93		
増	0	23	29	23	0	15	7	97	5	102		
減	5	1	△8	△6	1	△1	△2	△10	1	△9		

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。
 農林水産部 : 21件 (前年度比 3件増)
 病院事務局 : 13件 (前年度比 10件減)
 土木建築部 : 10件 (前年度比 1件減)
 保健医療部 : 8件 (前年度比 3件増)
 商工労働部 : 8件 (前年度比 1件増)

第3 監査所見

平成30年度における監査結果において、財務に関する事務等についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に法令等に基づかない事務処理等が依然として見られた。

今回、保健医療部等において、予算執行回、支出負担行為書の決裁等の手続がなされず、組織的意思決定を欠いた不適正な会計処理が行われていた。さらに、管理職員等のチェック体制が機能しなかったため、事業財源である国庫補助金の受入がなされないまま、事業費の支出命令を行っていた。

また、出納機関においては、上記事業について法令等に基づいた十分な審査がなされず、不適正な支出が行われていた。

執行機関及び出納機関においては、管理職員への研修の充実を図る等、内部統制制度の導入に向け取組を強化していただきたい。

職員においては沖繩県財務規則（昭和47年沖繩県規則第12号。以下「財務規則」という。）等を遵守し、会計事務を行っていただきたい。

また、管理職員及び出納員等においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底していただきたい。

これらを踏まえ、各部署等においては、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

- (1) 収入未済額の縮減等について
一般会計の収入未済額は34億774万円で、前年度より1億258万円（2.9%）減少している。
特別会計の収入未済額は36億6,129万円で、前年度より7億3,341万円（16.7%）減少している。病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は17億4,920万円で、前年度より1億1,139万円（6.0%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題である。収入未済額については、滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

たい。

- (2) 国庫補助金の受入れの遅延等について

自主財源の乏しい本県においては事業実施のための財源として国庫補助金等の受入事務は重要である。しかしながら、調定が著しく遅延したものの、調定等の事務処理が適正でなかったものの、収納が著しく遅延したものと及び収納されていなかったもの等、適正でない事例が多く見られた。国の交付決定後、財務規則等に基づき速やかに調定を行うなど、適正な受入事務に努めていただきたい。

2 支出事務の適正化について

- (1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

財務規則では、支出負担行為について第57条で支出負担行為の合議、第58条で支出負担行為の合議の審査、第76条で支出負担行為の確認について定めている。

支出の原因となる契約等を行う職員においては、財務規則等を十分に理解した上で職務を行っていただきたい。

- (2) 給与の支出事務について

職員手当について、12件21名で合計2,110,655円（過払額1,574,138円、不足払額536,517円）の過不足払いがあった。

職員手当の支給に当たっては、支給要件の調査、確認を適切に実施していただきたい。

- (3) その他の支出事務について

支払が遅延していたものが2件あり、うち1件については延滞税及び不納付加算税が課されており、不経済支出となっていた。

また、資金前渡の請求・精算の遅れから、立替払いをしていたものがあった。

支出事務については、財務規則等に従い適正に行っていただきたい。

3 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていないもの、履行確認を行っていないもの、契約書を作成していなかったもの等があった。

また、指名競争入札において、入札者が一者の場合は入札そのものが不調となり再度入札を行う必要があるが、入札を行わず随意契約を締結していたものがあった。関係法令及び財務規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っていただきたい。

4 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、公有財産台帳に登録していなかったもの、物品処分向をせずに物品を処分していたもの等があった。県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（昭和47年沖縄県規則第3号）及び財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 調定事務が適正でなかったもの（調定の遅延）

調定が著しく遅延していたものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・農林水産部（水産課）
- ・商工労働部（アジア経済戦略課、ものづくり振興課、情報産業振興課）
- ・土木建築部（道路街路課、道路管理課、都市計画・モノレール課、建築指導課）
- ・教育庁（教育支援課）

[支出]

(1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、支出負担行為の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの、出納機関に合議していなかったものがあった。

- ・保健医療部（衛生薬務課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）
- ・土木建築部（技術・建設業課、用地課）
- ・教育庁（総合教育センター、開邦高等学校）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

危険物貯蔵所設置許可の証紙収納事務において、証紙に消印が押されていないものがあった。（防災危機管理課）

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

被扶養者の所得限度額超過により扶養手当の返納が必要になった職員について、過年度分の返納手続が行われておらず93,750円の過払いとなっていた。

（基地対策課）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税		(円、%)			
	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成30年度	132,239,762,655	131,067,722,622	130,908,088	1,716,605,406	99.1
平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
対前年度比	103.0	103.4	82.8	88.8	—

（税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課）

イ	退職手当返納	14,410,551円	収入未済額	66.6%	対前年度増加率	0%	(人事課)
ウ	土地貸付料	42,324,455円		5.7%		△5.4%	(管財課)

(2) 現金の取扱い及び保管が適正でなかったもの
徴税吏員が収納した現金について、出納員口座に入金することなく、一定期間金庫で保管している状況が確認された。

【支出】

(1) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの
交際費の支出において、資金前渡の手続によらず、職員が立替払いをしていた。(東京事務所)

【財産】

(1) 財産（ＩＣカード）の管理が適正でなかったもの
ＩＣカード乗車券（金額10,143円）の管理が適正でなく、亡失していた。(東京事務所)

【その他】

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの
請求書の検査年月日及び検査人の氏名を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。(財政課)

【企画部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 調定事務が適正でなかったもの
社会資本整備総合交付金90,061,000円を受入れているが、調定調書及び国庫支出金請求状況登録票について、決裁を経っていないかった。(交通政策課)

【環境部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。
収入未済額 35,896,791円 対前年度増加率 352.2%
行政代執行に係る求償費用 100% (環境整備課)

【その他】

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの
請求書の日付及び検査年月日を、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載していた。(環境再生課)

2 事務に関する事項について

【防火管理体制】

(1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの
消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練が実施されていなかった。(動物愛護管理センター)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。
収入未済額 180,921,801円 対前年度増加率 59.3%
ア 生活保護費返還金 11.2% (保護・援護課、各福祉事務所)
イ 母子父子寡婦福祉資金 47.8% △10.6% (青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)
ウ 児童扶養手当返還金 78.6% △20.6% (青少年・子ども家庭課)

【支出】

(1) 給与が過払いとなっていたもの
期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業に係る除算期間の取扱いを誤ったため、過払いとなっていたものが次のとおりであった。(保護・援護課)
ア 93,813円の過払い。
イ 81,326円の過払い。(南部福祉事務所)

【財産】

(1) 基金の管理が適正でなかったもの
沖縄県安心こども基金の運用から生ずる収益については、一般会計に計上後、基金に編入することとされているが、定期預金の利子266,080円が基金に編入されていなかった。(子育て支援課)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 切手が必要以上に購入されていたもの
切手の購入について、年度内に払出予定がないにもかかわらず年度末に289,000円分を購入していたため、不経済な支出となっていた。(看護大学)

【収入】

(1) 調定事務が適正でなく、収納されていなかったもの

平成30年度医療施設運営費等補助金及び平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金において、国への請求事務が適正に行われなかったことから、国庫補助金の全部又は一部、合計7,290,000円が受入れられていなかった。
(地域保健課)

【契約】

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

大学食堂側擁壁控え壁設置工事（契約額1,987,875円）の契約手続において、予定価格調書を作成していなかった。
(看護大学)

【財産】

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

ア 航空搬送拠点臨時医療施設備品（取得金額14,040,000円）について、備品台帳に登録していなかった。
(医療政策課)

イ 防犯カメラ設置委託において取得した監視サーバー、屋外用カメラ等（取得価格864,000円）について、備品台帳に登録していなかった。
(看護大学)

【その他】

(1) 証書類に係る記載用具が適正でなかったもの

特定不妊治療費助成事業補助金請求書の金額及び文書番号等が、いわゆる「消せるボールペン」を使用し記載されていた。
(地域保健課)

2 事務に関する事項について

【事務決裁】

(1) 事務決裁が適正でなかったもの

以下の補助金事務において、予算執行向、支出負担行為、調定等の決裁及び合議を経えていなかった。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金
- ・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金（地域保健課）

【公印管理】

(1) 公印の管理が適正でなかったもの

以下の補助金事務において、沖縄県公印規程（昭和47年訓令第17号）に基づく公印番章を経ないまま公印が使用され、文書が作成及び行使されていた。

- ・平成30年度医療施設運営費等補助金
- ・平成30年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金
- ・平成30年度沖縄県感染症指定医療機関運営費補助金

・平成30年度沖縄県新型インフルエンザ等患者入院医療機関施設・設備整備事業費補助金

・平成30年度沖縄県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金
(保健医療総務課、地域保健課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行に係る事務が適正でなかったもの

自家用電気工作物保安管理業務委託について、執行予定額を超過した額で契約していた。また、随意契約とした根拠が適切でなかった。
(栽培漁業センター)

【収入】

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	317,026,507円	87.4%	△6.4% (農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	36,813,969円	75.7%	△2.9% (水産課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

甲種漁港施設の使用料は、沖縄県漁港管理条例（昭和50年条例第33号）に基づき前納しなければならぬが、数か月から1年以上経過して納付しているものが多数確認された。
(南部農林土木事務所)

【支出】

(1) 給与が過不足払いとなっているもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっているものが次のとおりであった。

ア 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため95,601円の過払いとなっていた。
(農業研究センター)

イ 再任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間の算定を誤ったため、102,592円の不足払いとなっていた。
(南部農業改良普及センター)

(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの

ア 特殊勤務手当の支給に当たって、特殊勤務実績簿に所属長の決裁を経ないまま手当が支給されていた。
(畜産研究センター)

イ 暴風雨時特殊勤務手当の支給に当たって、時間外勤務手当特例実績簿が作成されないまま手当が支給されていた。
(家畜改良センター)

〔契約〕

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 沖縄特産果樹のカロライノイド等果実の機能性成分の分析及びその利用のための基礎的特性の解明（契約額2,918,134円）について、予定価格調書の作成が不適切だった。（農業研究センター名義支所）

イ 遺伝子検査手数料について、予定価格調書を作成していなかった。（畜産研究センター）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 作業靴（価格合計180,371円）の購入について、2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約者を選定していた。（北部農林水産振興センター）

イ トルコギギョウ強化型パイプハウス工事（契約額6,048,000円）の契約に当たり、再度の入札に付し落札者がいなかったとして随意契約により契約を締結していたが、見積書を徴取していなかった。（農業研究センター）

ウ 生産物（冷凍ビーパーチ）の売却（価格45,000円）において、正式な見積書を徴取していなかった。（農業研究センター石垣支所）

(3) 契約書を作成していなかったもの

生産物（ヒレジャコ）の売却（価格325,353円）について、契約書が作成されていなかった。（水産海洋技術センター石垣支所）

(4) 契約書で定める単価と異なる支払を行っていたもの

ザンリン供給単価契約（契約期間：平成30年4月11日～平成31年3月31日）を締結しているが、平成30年7月以降、契約書の定めによらず、異なる単価で支出していた。（北部農林水産振興センター）

〔財産〕

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

購入した測定機器2台（取得金額1,050,300円）について、備品台帳に登録していなかった。（畜産研究センター）

(2) 物品の処分手続が適正でなかったもの

純水製造装置（取得価格1,102,100円）の処分の際、物品管理課長の決裁を受けていなかった。（南部農業改良普及センター）

(3) 生産物台帳が整備されていなかったもの

試験研究のために生じた各生産物について、財務規則第201条に基づく生産物台帳が整備されていなかった。（農業研究センター宮古島支所）

(4) 動物台帳の管理が適正でなかったもの

牛の売却に当たって、動物台帳の登録内容に誤りがあった。また、購入した山羊について、動物台帳に登録していなかった。（畜産研究センター）

(5) 土地改良財産台帳が整備されていなかったもの

福地地区畑地かんがい施設工事（H30-2）（契約額107,136,000円）で整備した土地改良財産について、沖縄県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年条例第19号）第18条に定める土地改良財産台帳が整備されていなかった。（宮古農林水産振興センター）

(6) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

管理する土地について、公有財産台帳への登録漏れ及び誤りがあった。（水産海洋技術センター）

【商工労働部】

1 財務に関する事項

〔収入〕

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,899,329,429円	75.8%	△19.3% (中小企業支援課)
イ 貸貸工場施設使用料	33,812,326円	8.2%	0.0% (企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区 使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
損害金等諸収入	51,241,033円	31.6%	0.0% (企業立地推進課)
エ 沖縄情報通信センター 使用料	31,267,215円	32.9%	30.8%
雑入（光熱水費）	26,601,478円	23.2%	51.2% (情報産業振興課)

(2) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

申請書等に貼付された証紙に消印を押ししたときは、沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年規則第13号）第10条第2項の規定に基づき、証紙収納簿に所定事項を登記しななければならないが、以下の申請については当該登記をしていなかった。

- ・高圧ガス製造保安責任者免状交付及び再交付（144件）
- ・高圧ガス販売主任者免状交付及び再交付（98件）
- ・液化石油ガス設備士免状交付及び再交付等（139件）
(産業政策課)

〔支出〕

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 臨時的任用職員の期末手当及び勤勉手当について、在職期間を誤ったため231,635円の不足払いとなっていた。

イ 育児休業を取得した職員の期末手当及び勤勉手当について、除算期間を誤ったため92,753円の過払いとなっていた。

【契約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの
沖縄県信用保証協会との沖縄県融資制度損失補償契約において、契約の適用期間が平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっているが、契約は平成31年1月31日に締結されていた。

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

【契約】

- (1) 契約事務が適正でなかったもの
観光2次交通機能強化事業委託業務（契約額12,009,600円）において、委託先が第三者に委託業務の一部を行わせ対価を支払っていたが、契約書に定める再委託の申請及び承認手続が行われていなかった。

【財産】

- (1) 備品貸与の手続が適正でなかったもの
興武山総合運動場に係る指定管理について、県が指定管理者に貸与する備品は基本協定書において別紙で示す旨規定しているが、新たに購入し、貸与した20件（取得金額計9,622,800円）の備品は別紙が作成されていなかった。

2 事務に関する事項

【防火管理体制】

- (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの
3つのキャンパス毎にそれぞれ防火管理者及び消防計画を定め、年一度の消防訓練を行うとしていたが、消防計画に沿った消防訓練を実施していなかった。
また、不備となっている防火設備が、監査時点において修繕されていなかった。（芸術大学）

【土木建築部】

1 財務に関する事項

【収入】

- (1) 徴収に努力を要するもの
収入未済額が多額となっているものが次のとおりであった。
- | 収入未済額 | 測定額に対する割合 | 対前年度増減率 |
|--------------|--------------|------------|
| ア 県営住宅使用料 | 642,847,168円 | 11.3% |
| イ 県営住宅駐車場使用料 | 32,014,520円 | 9.6% |
| | | △5.9%（住宅課） |
| | | 2.9%（住宅課） |

- (2) 調定事務が適正でなく、収納が遅延していたもの
道路占有料（1件5,536,439円）について、調定の遅れにより沖縄県道路占有料徴収条例（昭和47年条例第21号）で定める期限から10か月以上遅れて収納していた。（宮古土木事務所）

【支出】

- (1) 補助金交付に係る事務が適正でなかったもの
その他市町村道未買収道路用地取得事業補助金において、14市町村への交付決定（合計60,435,000円）が申請書受理から7か月後に行われていた。（道路管理課）
- 【契約】
- (1) 契約方法について改善を要するもの
浦添大公園遊具修繕工事（H30-1、H30-2）（契約額計2,808,000円）について、合理的な理由も無く2件に分割し随意契約を締結していた。（中部土木事務所）

(2) 契約事務が適正でなかったもの

- 八重山土木事務所管内包括維持管理導入支援業務委託（H30）（契約額11,653,200円）において、2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約業者を選定していた。（八重山土木事務所）

【工事】

- (1) 設計変更等の事務が適正でなかったもの
県道東風平豊城線道路改良工事（H29-1工区）において、別路線の掲示板を作成し、設置するための費用347,100円を付帯工として計上していた。（南部土木事務所）

【財産】

- (1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの
沖縄県流域下水道事業公営企業システム導入委託事業において取得したサーバーシステム一式（取得価格6,469,200円）について、備品登録がなされていなかった。（下水道課）
- (2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの
宜野湾市に児童館として無償貸付している土地2,013.19㎡について、公有財産台帳への記載が漏れていた。また、未利用地5筆、貸付地4筆については登記簿謄本及び公図が添付されていなかった。（住宅課）

2 事務に関する事項

【防火管理体制】

- (1) 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの
一部の県営住宅において防火管理者の選任・届出、消防計画の策定・届出及び消防訓練の実施・報告がなされていなかった。（住宅課）

【出納事務局】

1 財務に関する事項

【支出】

(1) 支出事務が適正でなかったもの

支出負担行為の合議がなかった保健医療部の3件の補助金の執行について、支出命令を受けた際、地方自治法等に定める支出負担行為の審査が適正でなく、不適正な支出を行っていた。(会計課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行同に係る事務が適正でなかったもの

ア 清掃業務委託事業において予算執行同がなされていなかった。(中部病院)

イ 医療未収金回収業務委託において、執行予定額を超えた支払いを行っていた。(宮古病院)

【収入】

(1) 医療未収金の徴収に努力を要するもの

平成30年度末における医療未収金(個人負担分)は、前年度末より111,394,773円(6.0パーセント)減少し1,749,200,241円となっているが、依然として多額となっている。(病院事業経営課、各県立病院)

【支出】

(1) 支払いが遅延していたもの

退職金に係る所得税及び住民税について納付期限を過ぎて支払いを行ったため、延滞税及び不納付加算税(合計159,600円)が生じ、不経済な支出となっていた。(病院事業総務課)

(2) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりであった。
ア 病気休暇を取得した職員の勤労手当について、除算期間を誤ったため74,167円の過払いとなっていた。(病院事業総務課)

イ 住居手当の支給に当たって、認定を誤ったため、35,000円の過払いとなっていた。(北部病院)

ウ 勤労手当の支給に当たって、基準日以前6か月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては204,174円、職員Bについては81,025円の過払いとなっていた。(中部病院)

エ 期末手当及び勤労手当の支給に当たって、除算期間及び期間率等を誤ったため、7名の職員に合計653,277円の過払い、2名の職員に合計202,290円の不足払いとなっていた。(南部医療センター・こども医療センター)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

研究研修費(学会参加費)の支出において、資金前渡の手続によらず、職員による立替払が行われていた。(中部病院、南部医療センター・こども医療センター)

【契約】

(1) 契約事務が適正でなかったもの

2者以上から見積書を徴取せず、1者の見積書により契約業者を選定したものの、契約の際に見積書を徴取していないものがあった。

・ 新人看護研修必要機器一式(取得金額1,212,840円)

・ 消防施設改修(契約額1,615,593円)

・ 持続緩除式血液浄化装置(取得金額11,404,800円)

・ S P D業務委託及び物流コンサルティング費用一式(契約額16,329,600円)他(中部病院)

【その他】

(1) 預り金の管理に改善を要するもの

ア 所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料及びその他預り金について、明な残高があるので、残高の内訳等を明らかにして適正に処理する必要がある。(病院事業総務課)

イ 健康保険料、厚生年金保険料の預り金について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっており、原因を明らかにして適正に処理する必要がある。(中部病院)

2 事務に関する事項

【使用許可】

(1) 許可事務が適正でなかったもの

沖縄県病院事業局固定資産管理規程(平成18年病院事業局管理規程第20号)では、1年を超える使用許可の決裁者は病院事業局長となっているが、病院内レストラン、床頭台、売店及び自動販売機等について、平成30年10月1日から平成35年(令和5年)3月31日までの4年6か月にわたり民間事業者に院長決裁で使用許可を与えていた。(八重山病院)

【教育庁】

1 財務に関する事項

【予算】

(1) 予算執行同に係る事務が適正でなかったもの

沖縄県立那覇国際高等学校校舎等保安警備業務委託について、予算執行同の金額を超えて契約を締結していた。(那覇国際高等学校)

【支出】

(1) 支払いが遅延していたもの

事務用品の購入について、債権者を誤って支払ったため、正当債権者への支払いが4か月以上遅延していた。(開邦高等学校)

(2) 給与が過払いとなっていたもの

勤働手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、69,225円が過払いとなつていた。
(那覇商業高等学校)

【契約】

(1) 入札手続が適正でなかったもの

ア 久米島高等学校浄化槽保守点検業務において、入札手続を行う必要があるが、随意契約により契約を締結していた。
(久米島高等学校)

イ スクールバス管理・運行業務委託（契約額35,899,200円）の一般競争入札において、入札者が一者のみであったため入札を実施せず、随意契約により契約を締結していた。
(美咲特別支援学校)

(2) 契約書を作成していなかったもの

物品の購入（取得金額20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手続もなされていないものがあった。

ア 包丁まな板殺菌庫（取得金額270,000円）及び版画プレス機他（取得金額247,428円）
(美咲特別支援学校)

イ ロッカー（取得金額285,120円）
(美咲特別支援学校はなき分校)

【警察本部】

1 財務に関する事項

〔財産〕

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

工事請負費において取得したパーソナルコンピュータ他6件（取得価格1,809,108円）について、備品台帳に登録していなかった。

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 監査対象年度 平成30年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部4機関、農林水産部3機関、病院事業局1機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び病院事業局は当初請負額5,000万円以上、農林水産部は3,000万円以上のものから25件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、土木建築部は当初契約額2,000万円以上、農林水産部は1,000万円以上で、工事が未発注のものから5件を抽出し監査対象とした。

2 監査の実施期間

令和元年6月4日から同年8月1日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続は適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士と共に、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画及び設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前及び発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

今回は、8機関30工事等を対象として次のとおり監査を実施した。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	令和元年7月23日 ～7月25日	航空機整備基地新築工事（造成2期及び格納庫建築）
		航空機整備基地新築工事（格納庫棟電気）
		航空機整備基地新築工事（格納庫棟機械3工区）
		沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（建築1工区）
		沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（機械）
		沖縄県立具志川職業能力開発校本館建替工事（電気）
		病害虫防除技術センターウリミバエ防除施設改修工事
		中央家畜保健衛生所新築工事設計業務

変更契約を4回行い、最終の契約変更金額が当初の106.6%増となっていた。今後の設計や発注のあり方について改善する必要がある。
(中部土木事務所)

(2) 南風原知念線(吉富)災害防除工事(H29-2)の設計において、過年度に設置された既設杭や想定すべり面の評価が、過去のデータがないことを理由に適切に行われていなかった。データが無い場合でも既設杭の長さを調査し、その効力を評価することは可能である。今後は安全性はもとより経済性についても考慮した設計を行う必要がある。
(南部土木事務所)

(3) 吉富地区貯水池工事(H29)において、経層探査(鉛直探査)を実施すべきであったがなされていた。今後は適正に実施する必要がある。
(南部農林土木事務所)

(4) 新県立八重山病院建設工事(電気、空調、衛生)において、改善を要するものが次のとおりであった。

ア 防火区画処理は補強工事までの写真しかなかく、最終の工事写真しかなかく。今後は、改修工事等で使用できるよう完成後の写真まで整理する必要がある。

(病院事業経営課)

イ 外国人建設就労者及び外国人技能実習生の記載欄がない施工体制台帳が使用されていた。今後は「建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)」に基づき、受託者に対し適正な施工体制台帳を作成するよう指導する必要がある。
(病院事業経営課)

ウ 契約変更に対応した各種書類(施工体制台帳、施工計画書、工程表、労災保険等)の変更が行われていないものがあった。今後は工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。
(病院事業経営課)

3 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 病虫害防除技術センターウリミバエ防除施設改修工事において、特記仕様書で指示した「電気保安技術者」が配置されていなかった。今後は適正に配置する必要がある。
(施設建築課)

(2) 新県立八重山病院建設工事(建築1工区、4工区)において、「労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)」第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後は複数の請負工事を混在・並行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。
(病院事業経営課)

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
中部土木事務所	令和元年6月12日 ～6月14日	宜野湾北中城トンネル本体工事(その2) 比謝川河川工事(H29) 喜仲急傾斜地崩壊対策工事(H30) 県道20号線(泡瀬工区)施工検討業務委託(H29)
南部土木事務所	令和元年6月18日 ～6月20日	東風平豊見城線道路改良工事(H29-1工区) 南風原知念線(吉富)災害防除工事(H29-2) 糸満兼城地すべり対策工事(H29) 首里城公園整備工事(H29-1)
宮古土木事務所	令和元年7月2日 ～7月3日	平良下地島空港線乗瀬橋補強整備工事(橋面工) 池間大橋補強工事(H29-1)
中部農林土木事務所	令和元年6月11日 ～6月12日	北浜地区海岸整備工事 石川ダム耐震照査業務
南部農林土木事務所	令和元年6月4日 ～6月6日	吉富地区貯水池工事(H29) 第5防波堤機能保全工事(H29) 糸満漁港(南地区)第2号ため池耐震照査業務 久米島町白瀬1号・2号ため池耐震照査業務
宮古農林水産振興センター	令和元年7月4日 ～7月5日	長中地区排水施設整備工事(H29-1) 博愛漁港(宮古地区)施設改良設計委託業務
病院事業経営課	令和元年7月30日 ～8月1日	新県立八重山病院建設工事(建築1工区) 新県立八重山病院建設工事(建築4工区) 新県立八重山病院建設工事(電気) 新県立八重山病院建設工事(空調) 新県立八重山病院建設工事(衛生)

第2 監査の結果及び所見

平成30年度における各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが、補修等が必要なもの、設計等に改善を要するもの、安全・安心への配慮が必要なものなどが次のとおりであった。

今後とも契約等の事務手続を適正に行うとともに、経済性、効率性、有効性、安全性等に配慮し、法令等に準拠した適正な工事や委託業務の執行に努めていただきたい。

1 補修や追加工事などの対応が必要とされるもの

新県立八重山病院建設工事(空調)において、改善を要するものが次のとおりであった。

(1) 屋上、機械室等各所で配管・ダクトの目的別種類と流れ方向、バルブの開閉表示がなされていないものがあった。適正に表示する必要がある。
(病院事業経営課)

(2) 空調機械室で複数の空調機の粗塵フィルターと除塩フィルターを収納しているフィルターセクションの下部より褐色の液体が漏れ出していた。この液体の原因調査と対策の検討が必要である。
(病院事業経営課)

2 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 比謝川河川工事(H29)において、当初契約時の設計内容が完成形にならず、

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成30年度財政的援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、県の出資団体、補助金交付団体等、公の施設の指定管理者の33の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 平成30年度
- (2) 監査実施期間 令和元年9月4日から同年10月31日まで

2 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、出納その他の事務の執行について、次の点に着目し実施した。

- (1) 出資団体については、出資の目的は達成されているか。
- (2) 補助金等財政的援助に係る事業は、その目的に沿って適正に行われているか。
- (3) 公の施設について、指定管理者の管理事務は適正に行われているか。
- (4) 出資、財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理者の管理事務について、その会計経理は適正に行われているか。

目次

第1 監査の概要

1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の着眼点	1
3 監査の実施状況	2

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	5

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人 カトリック沖繩学園	7
2 学校法人 アミュークス国際学園	7
3 公益財団法人 沖繩県文化振興会	8
4 有限会社 北大東石油商会	8
5 株式会社 JAおきなわSS 南大東SS	9
6 公益社団法人 沖繩県トラック協会	9
7 旭橋都市再開発株式会社	10
8 公益財団法人 おきなわ女性財団	10
9 社会福祉法人 借生会	11
10 一般財団法人 沖繩県看護学術振興財団	11
11 公益財団法人 沖繩県農業振興公社	12
12 公益財団法人 沖繩県畜産振興公社	13
13 一般財団法人 沖繩県水産公社	13
14 沖繩北部森林組合	14
15 那覇商工会議所	14
16 沖繩商工会議所	15
17 宮古島商工会議所	15
18 株式会社 沖繩産業振興センター	16
19 バイオ産業振興センター運営共同体	16
20 株式会社 沖繩ダイケン	16
21 公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	17
22 ザ・テラスホテルズ株式会社	17
23 公益財団法人 沖繩県建設技術センター	18
24 沖繩都市モノレール株式会社	18
25 トラステック・ミズノ共同企業体	19
26 沖繩県緑化種苗協同組合	19
27 沖繩県住宅供給公社	20
28 住宅情報センター株式会社	21
29 石垣空港ターミナル株式会社	21
30 一般社団法人 南城市観光協会	22
31 美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体	22
32 公益財団法人 暴力団追放沖繩県民会議	23
33 公益財団法人 沖繩県国際交流・人材育成財団	23

3 監査の実施状況

監査の実施機関及び実施期日等は、次のとおりである。
 なお、監査対象団体の財政的援助等の概要については、「第3 監査実施団体の財政的援助等の概要」に記述している。

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部・子ども生活福祉部所管		
学校法人 カトリック沖縄学園	令和元年9月4日	補助金
学校法人 アミークス国際学園	令和元年9月10日	補助金
総務部・文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 沖縄県文化振興会 (沖縄県公文書館)	令和元年9月19日	出資・指定管理 補助金
企画部所管		
有限会社 北大東石油商会	令和元年9月26日	補助金
株式会社 JAおきなわ S S 南大東 S S	令和元年9月25日	補助金
公益社団法人 沖縄県トラック協会	令和元年9月19日	補助金
企画部・土木建築部所管		
旭橋都市再開発株式会社	令和元年9月11日 令和元年10月8日	出資・補助金
子ども生活福祉部所管		
公益財団法人 おきなわ女性財団	令和元年9月6日	出資
社会福祉法人 偕生会 (沖縄県立石嶺児童園)	令和元年9月27日 令和元年10月31日	指定管理・補助金
保健医療部所管		
一般財団法人 沖縄県看護学術振興財団	令和元年9月25日	出資
農林水産部所管		
公益財団法人 沖縄県農業振興公社	令和元年9月11日	出資・補助金
公益財団法人 沖縄県畜産振興公社	令和元年9月27日 令和元年10月23日	出資・補助金
一般財団法人 沖縄県水産公社	令和元年9月10日 令和元年10月11日	出資
沖縄北部森林組合 (沖縄県民の森)	令和元年9月12日	指定管理
商工労働部所管		
那覇商工会議所	令和元年9月20日	補助金

監査対象団体名	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管		
沖縄商工会議所	令和元年9月18日	補助金
宮古島商工会議所	令和元年9月19日	補助金
株式会社 沖縄産業振興センター	令和元年9月25日 令和元年10月29日	出資
パイオ産業振興センター運営共同体 (沖縄パイオ産業振興センター)	令和元年9月12日	指定管理
商工労働部・土木建築部所管		
株式会社 沖縄ダイケン (県民広場地下駐車場・沖縄 I T津梁パーク施設)	令和元年9月13日	指定管理
文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団	令和元年9月24日	出資・補助金 負担金
ザ・テラスホテルズ株式会社 (万国津梁館)	令和元年10月2日	指定管理
土木建築部所管		
公益財団法人 沖縄県建設技術センター	令和元年9月26日 令和元年10月28日	出資
沖縄都市モノレール株式会社	令和元年9月24日 令和元年10月29日	出資・補助金 ・貸付金
トラステック・ミズノ共同企業体 (沖縄県総合運動公園)	令和元年9月17日 令和元年10月24日	指定管理
沖縄県緑化種苗協同組合 (浦添大公園・中城公園・名護中央公園・ハンナ公園)	令和元年9月26日	指定管理
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅：北部地区・中部A B地区・南部地区)	令和元年9月12日 令和元年10月9日	出資・貸付金・ 指定管理
住宅情報センター株式会社 (県営住宅：宮古地区・八重山地区)	令和元年9月18日 令和元年10月24日	指定管理
石垣空港ターミナル株式会社	令和元年9月20日 令和元年10月25日	出資・貸付金
一般社団法人 南城市観光協会 (中城湾港安座真海浜公園)	令和元年9月18日	指定管理
美ら島・宜野湾港マリナー管理運営共同企業体 (宜野湾港マリナー)	令和元年9月4日	指定管理
警察本部所管		
公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議	令和元年10月2日	出資
教育庁所管		
公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団	令和元年10月2日	補助金・貸付金

注：監査対象団体名欄の()書きの施設は、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。
 注：監査実施期日欄が2段書きとなっているものは、上段は職員監査の実施日、下段は監査委員が実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政的援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものがあり、指摘事項として次のとおり掲記した。

(1) 会計事務等に関するもの

- ア 会計事務の改善を要するもの
- (7) トラステック・ミズノ共同企業体では、役職手当について給与規程と異なる取扱いとなっていた。(土木建築部所管)
 - (4) 沖縄県住宅供給公社では、日常的に現金を取扱っているが、現金の取扱いに関する規程等を整備していなかった。(土木建築部所管)
 - (7) 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議では、非常勤職員の出勤簿及び休暇簿を作成していなかった。(警察本部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

- (7) 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の平成30年度末の未収金が、97,846,414円となっており、前回監査時点(平成28年度)より10,357,252円減少しているが、依然として多額となっていた。(土木建築部所管)
- (4) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る平成30年度末の収入未済額が、前年度に比べ1,147,347円増加し、20,061,370円となっていた。
また、高校育英貸与奨学金事業に係る平成30年度末の収入未済額が、前年度に比べ14,949,882円増加し、112,837,214円となっていた。(教育庁所管)

ウ 債権管理に改善を要するもの

- (7) 株式会社沖縄産業振興センターでは、未収金について個々の債務者毎の状況把握と当該状況に応じた債権管理を行っていないかった。(商工労働部所管)
- (4) 沖縄県住宅供給公社では、居住者が退去時に負担すべき修繕費用について、県が一時的に負担した分の債権管理を行っていないかった。(土木建築部所管)

(2) 施設の管理に関するもの

- ア 公の施設の管理に改善を要するもの
- (7) 社会福祉法人借生会(石嶺児童園)では、消防法に基づく消火の訓練を必要

な回数実施しておらず、また、消防用設備等の点検で確認された不良箇所の修繕を速やかに行っていないかった。

さらに、基本協定書第20条第3項に基づき購入した県の所有に属する備品について、物品整理票を貼付していないものが多数あった。
(子ども生活福祉部所管)

- (4) 住宅情報センター株式会社(県営住宅：宮古・八重山地区)では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。(土木建築部所管)

イ その他の施設の管理に改善を要するもの

- (7) 沖縄県住宅供給公社では、管理する一部の団地において、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防用設備等の定期点検等を実施していなかった。(土木建築部所管)
- (4) 沖縄都市モノレール株式会社では、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。(土木建築部所管)

(3) 補助事業の執行に関するもの

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の人材育成推進事業補助金については、交付申請から大幅に遅れて交付決定がなされていた。(教育庁所管)

2 監査所見

平成30年度の財政的援助団体等の監査においては、出納その他の事務の執行について、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理等は是正又は改善を要するものが見られた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、給与規程と異なる取扱いとなっていたものの、現金の取扱いに関する規程等が整備されていなかったもの、非常勤職員の出勤簿等が作成されていなかったもの及び補助事業にかかる交付決定が遅れていたものがあった。

また、未収金の徴収に努力を要するもの及び債権管理が適正に行われていなかったものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた適正な事務処理を行うとともに、内部統制機能の強化を図る必要がある。

県においては、各団体における会計事務の現状を把握し、関係規程等に基づいた適正な業務執行となるよう指導を強化していただきたい。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、消防法に規定された消防訓練や消防用設備の機器点検等が適正に実施されていないものや備品管理が不適正となっているものがあつた。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、施設を管理する出資団体や指定管理者においては、各種法令や基本協定に定められた事項を遵守し、施設の維持管理、安全点検、緊急時を想定した訓練などを適正に実施する必要がある。

県は、公の施設を管理する出資団体や指定管理者が行う施設の管理について随えず検証・評価を行い、法令で定められた防火管理体制の整備の状況を把握し、施設の適正な管理と利用者の安全が確保されるよう指導・監督を徹底していただいた。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等については、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

公の施設の管理については、出資団体や指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿った利用者へのサービスが安定的、継続的に提供され、更なる向上が図られるよう、施設の管理について指導・監督を行うとともに、管理者の経営状況の把握に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人 カトリック沖縄学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置しており、平成30年5月1日現在における生徒数は1,287人となっている。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金（一般補助）	675,716,119	392,982,000	人件費、教育研究経費管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金（特別補助）	23,464,062	12,737,000	人件費、教育研究経費設備費
沖縄県私立幼稚園特別支援教育補助金	4,106,650	3,920,000	人件費
合 計	703,286,831	409,639,000	

（単位：円）

2 学校法人 アミークス国際学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に幼稚園、小学校、中学校を設置しており、平成30年5月1日現在における生徒数は595人となっている。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県学校法人に対する補助金等の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金（一般補助）	644,787,211	207,819,000	人件費、教育研究経費、管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金（特別補助）	10,587,275	8,633,000	人件費、教育研究経費
合 計	655,374,486	216,452,000	

（単位：円）

3 公益財団法人 沖縄県文化振興会（出資・公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、文化、芸術、学術の普及、情報の普及、情報の提供、調査研究、交流等を図り、県民の主体的、創造的な文化活動を支援するとともに、歴史資料として重要な公文書等の管理を総合的に行い、もって本県文化、学術、教育振興に寄与することを目的として、平成5年3月3日に財団法人として設立され、平成23年4月に公益認定を受けて公益財団法人へ移行している。

県は、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）第4条の規定により、当法人を指定管理者として平成19年度から沖縄県公文書館の管理を行わせている。平成30年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 沖縄県芸術文化祭開催事業
- ② おきなわ文学賞事業
- ③ 沖縄県文化祭開催事業
- ④ 沖縄県伝説芸能公演支援事業
- ⑤ 文化観光芸術を支える環境形成推進事業
- ⑥ 文化活動支援助成事業
- ⑦ 文化情報等プラットフォーム形成推進事業
- ⑧ 世界エイサー大会開催事業
- ⑨ 沖縄県公文書館指定管理事業
- ⑩ 公文書関連事業
- ⑪ 機能強化事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに、補助金及び負担金並びに指定管理料を交付している。

- ア 正味財産への出資
基本財産へ充当した指定正味財産375,568,113円のうち342,073,000円、91.1%を出資している。
- イ 指定管理料の交付
県が沖縄県公文書館の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は、237,512,000円となっている。
- ウ 補助金等の交付
平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県文化振興事業等推進費補助金	66,658,580	45,508,000	人件費、事業費
沖縄県芸術文化祭事業負担金	9,645,544	5,142,000	事業費
合 計	76,304,124	50,650,000	

（単位：円）

4 有限会社 北大東石油商会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、北大東島で石油製品を販売している。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	38,564,074	38,549,609	石油製品の輸送等の経費

5 株式会社 JAおきなわSS 南大東SS（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当社は、南大東島で石油製品を販売している。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	80,460,333	80,460,333	石油製品の輸送等の経費

（単位：円）

6 公益社団法人 沖縄県トラック協会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争により貨物自動車運送事業の健全な発展を促進し、輸送の安全を確保することによって地域経済の発展及び公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の連絡協働並びに緊密化を図ることを目的とする当法人に対し、営業用トラックの輸送コストの上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため、適正化事業等について補助金を交付している。

なお、当法人の平成31年3月末現在における会員数は681事業者（法人326社、個人355者）となっている。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づき補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
運輸事業振興助成補助金	97,906,000	97,906,000	適正化事業、輸送の安全の確保に関する事業、共同利用施設の設置・運営に関する事業等

（単位：円）

7 旭橋都市再開発株式会社（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当社は、都市再開発法第2条の2第3項に基づき市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① A街区（北地区、那覇バスターミナル跡地）工事
- ② 駐車場の賃貸事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 資本金の出資

資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。

イ 補助金の交付

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）

に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県市街地再開発事業補助金	967,200,000	388,550,000	工事監理費等
沖縄県那覇バスターミナル整備事業費補助金	378,600,000	252,400,000	工事費
防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金	2,253,142,000	157,680,000	工事費
合 計	3,598,942,000	798,630,000	

（単位：円）

8 公益財団法人 おきなわ女性財団（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として平成5年に財団法人として設立され、平成25年4月に公益財団法人へ移行している。

平成30年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- ② 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- ③ 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- ④ 女性団体交流ネットワーク事業
- ⑤ 女性の指導者育成事業
- ⑥ 女性情報の収集及び提供に関する事業
- ⑦ 女性問題等に関する相談事業
- ⑧ 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産へ充当した指定正味財産393,797,341円のうち、250,000,000円、63.5%を出資している。

9 社会福祉法人 借生会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、また、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に設立され、特別養護老人ホーム、保育所等を設置運営している。

県は、沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成30年度から沖縄県立石嶺児童園の管理を行わせている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が、沖縄県立石嶺児童園の管理運営に関する年度協定書第3条に基づいて当法人に対して交付した指定管理料は315,685,873円となっている。

イ 補助金の交付

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県被虐待児等地域療育支援体制構築事業補助金	6,719,000	6,719,000	人件費、旅費等

（単位：円）

10 一般財団法人 沖縄県看護学術振興財団（出資）

(1) 事業の概要

当財団は、沖縄県における看護水準の向上を図るため、看護領域及びその関連領域に係る学術研究の振興等を支援するとともに、看護、医療及び介護等に携わる者及び県民にその研究成果の普及を図り、もって沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的として、平成13年3月に財団法人として設立され、平成25年10月に一般財団法人に移行している。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 運営管理に関する事業
- ② 定款に定める事業
 - ・ 離島、へき地看護教育推進事業
 - ・ 看護学術書籍集積事業
 - ・ 国際的保健看護人材育成事業
 - ・ 保健看護啓発事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して基本財産65,890,000円のうち、64,651,268円、98.1%を出資している。

11 公益財団法人 沖縄農業振興公社（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における農業・農村の持続的発展のため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業基盤の整備、農業の担い手となる青年農業者等の育成及び確保等を推進し、農業者の経済的及び社会的地位の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、昭和48年8月に設立された。平成23年11月11日に、財団法人沖縄県農業後継者育成基金協会と合併し、同日22日に沖縄県青年農業者等育成センターとして知事の指定を受けた。

また、平成25年4月1日に公益法人へ移行に伴い、名称を「公益財団法人沖縄県農業振興公社」へ変更し、翌年3月27日に農地中間管理機構として知事の指定を受けた。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 農地中間管理事業
- ② 農地保有合理化促進事業（農地賃借継続のみ）
- ③ 農地中間管理事業の特例（農地売買等事業）
- ④ 農地保有合理化一般事業（農地賃借継続のみ）
- ⑤ 一般農地売買事業
- ⑥ 畜産担い手育成総合整備事業
- ⑦ 不発弾等事前探査事業
- ⑧ 農業後継者育成確保対策事業
- ⑨ 沖縄県青年農業者等育成センター事業
- ⑩ 沖縄県農業次世代人材投資事業（準備型）受託事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金の交付を行っている。

- ア 正味財産への出資
基本財産へ充当した指定正味財産33,500,000円のうち17,100,000円、51.0%を出資している。
- イ 補助金の交付
平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県農地中間管理機構事業補助金	103,020,136	103,020,136	農用地の集団化等のための農用地賃借
沖縄県農地売買支援事業補助金	8,776,307	8,776,307	農用地の集団化等のための農用地売買
畜産担い手育成総合整備事業補助金	393,340,000	336,028,000	畜産農家の経営規模の拡大等
不発弾等事前探査事業	50,500,000	50,500,000	不発弾の事前探査
農業後継者育成確保対策事業補助金	9,875,678	8,512,000	農業後継者の育成確保等
沖縄県農業生産・経営対策事業補助金	5,000,000	5,000,000	青年等の就業促進等
合 計	570,512,121	511,836,443	

12 公益財団法人 沖縄県畜産振興公社（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和51年3月に設立された。

平成10年4月に沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成24年3月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成25年4月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

平成30年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 肉用子牛生産者補助金制度
- ② 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
- ③ 養豚経営安定対策事業
- ④ 県産食肉等消費促進対策事業
- ⑤ 沖縄県肉用牛経営安定対策補充事業
- ⑥ 沖縄県肉用牛肥育素牛導入支援事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金を交付している。

- ア 正味財産への出資
基本財産へ充当した指定正味財産702,850,000円のうち602,850,000円、85.8%を出資している。
- イ 補助金の交付
平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県養豚経営安定対策事業補助金	179,547,200	12,765,016	養豚経営安定対策事業基金造成費
沖縄県肉用牛肥育経営安定特別対策事業補助金	49,812,000	1,905,200	肥育経営者に対する補てん金交付
沖縄県肉用牛肥育素牛導入支援事業	19,985,200	9,992,600	肥育素牛導入費用の一部補助
合 計	249,344,400	24,662,816	

13 一般財団法人 沖縄県水産公社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、漁業の生産振興に資するための事業者を推進し、併せて関連産業の振興を図ることにより、本県水産業の健全な発展並びに漁業者の生活及び福利を向上させ、もって消費者への水産物の安定供給と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和56年1月に財団法人として設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行している。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 市場事業
- ② 漁港管理受託事業
- ③ 給水事業
- ④ 給油事業
- ⑤ 冷凍冷蔵保管事業
- ⑥ 給水事業
- ⑦ 自動販売機等事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して250,000,000円を出資したが、平成25年度に累積欠損金を処理したため、現在は基本財産に充当した指定正味財産30,000,000円のうち23,512,000円、78.4%を出資している。

14 沖縄北部森林組合（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第3条の規定により、当組合を指定管理者として、平成18年度から平成20年度までの3年間、平成21年度から平成23年度までの3年間、平成27年度から平成29年度までの3年間及び平成30年度から平成34年度（令和4年度）までの5年間を指定管理の期間として沖縄県民の森の管理を行わせている。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県民の森の利用の許可に関する業務
- ② 県民の森の利用料金の收受に関する業務
- ③ 県民の森の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県民の森の管理に関する年度協定書第3条第1項に基づいて、当組合に対し交付した指定管理料は26,477,000円となっている。

なお、平成30年度の沖縄県民の森の施設利用収入額は4,165,665円となっている。

15 那覇商工会議所（補助金）

(1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業者経営支援事業費補助金を交付している。

また、地域経済の活性化と安定的な発展、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に、各種補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業者経営支援事業費補助金		119,149,478	104,715,365	補助対象職員の設置費 指導事業費等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金		569,853	528,000	経営強化指導事業費
小規模事業者等持続化支援事業補助金		7,667,563	7,657,540	事業継承等アトバイザー 設置費等
合 計		127,386,894	112,900,905	

（単位：円）

16 沖縄商工会議所（補助金）

(1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業者経営支援事業費補助金を交付している。

また、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に、沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業者経営支援事業費補助金		61,276,701	50,243,414	補助対象職員の設置費 指導事業費等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金		281,367	261,387	経営強化指導事業費
合 計		61,558,068	50,504,801	

（単位：円）

17 宮古商工会議所（補助金）

(1) 補助の目的

県は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づく小規模事業者の経営の改善発達を支援することにより、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的に、小規模事業者経営支援事業費補助金を交付している。

また、沖縄県の雇用環境の改善を図ることを目的に、沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区	分	対象事業費	補助金額	事業内容
小規模事業者経営支援事業費補助金		46,179,595	42,005,082	補助対象職員の設置費 指導事業費等
沖縄雇用・経営基盤強化事業補助金		178,740	176,000	経営強化指導事業費
合 計		46,358,335	42,181,082	

（単位：円）

18 株式会社 沖縄産業振興センター（出資）

(1) 事業の概要

当社は、商工業者の事業活動を支援し、もって本県産業の振興に寄与することを目的として、平成8年3月に第3セクター方式により設立された。
平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。
・沖縄産業支援センターの管理・運営に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当社に対して資本金310,000,000円のうち、75,000,000円、24.2%を直接出資している。
また、県が50%以上出資している公益財団法人沖縄県産業振興公社の出資10,000,000円も県の出資とみなされるため、85,000,000円、27.4%の出資となる。

19 バイオ産業振興センター運営共同体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第3条の規定により、当バイオ産業振興センター運営共同体を指定管理者として平成26年度から沖縄バイオ産業振興センターの管理を行わせている。

- 平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① センターの設置の目的を達成するための広報及びサービスの向上
 - ② センターの利用許可等
 - ③ センターの利用料金の収受・減免・返還等
 - ④ センターの施設及び附属設備の維持及び修繕

(2) 財政的援助等の内容

県が、平成30年度沖縄バイオ産業振興センターの管理に関する年度協定書第3条に基づいて当運営共同体に対し交付した指定管理料は1,226,522円となっている。
なお、平成30年度の利用料金収入は34,629,671円となっている。

20 株式会社 沖縄ダイケン（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第3条及び沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）第3条の規定により、当社を指定管理者として平成19年度から県民広場地下駐車場、平成25年度から沖縄IT津梁パーク施設の管理を行わせている。

- 平成30年度に行った主な事業は、次のとおりである。
- ① 県民広場地下駐車場及び沖縄IT津梁パーク施設の管理運営に関する業務
 - ② 県民広場地下駐車場及び沖縄IT津梁パーク施設の施設の維持及び修繕に関する業務
 - ③ 利用料金の収受等に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県民広場地下駐車場の管理運営に関する基本協定書第39条に基づき、利用料金は指定管理者の収入として収受する。また、年度協定書第5条に基づき固定納付金として年額70,896,000円、第6条に基づき剰余納付金8,300,000円を県に納付している。
県が沖縄IT津梁パーク施設の管理運営に関する年度協定書第4条に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、64,837,000円となっている。

21 公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団（出資・補助金・負担金）

(1) 事業の概要

当法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等の沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じてアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的として平成13年4月に設立され、平成24年4月に公益財団法人へ移行している。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 伝統芸能等の公演に関すること（自主公演：28公演）
- ② 組踊の立方、地方の伝承者養成に関すること
- ③ 組踊等沖縄伝統芸能等に関する調査研究、資料収集・利用に関すること
- ④ 伝統文化を通じてアジア・太平洋地域との交流に関すること
- ⑤ 国立劇場おきなわの施設の管理運営及び劇場施設の利用に関すること

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金の交付を行っている。

- ア 正味財産への出資
基本財産へ充当した指定正味財産100,000,000円のうち62,840,000円、62.8%を出資している。
- イ 補助金の交付
平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額費	事業内容
文化観光戦略推進事業費補助金	4,767,886	3,805,374	公演事業

ウ 負担金の交付

平成30年度における負担金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
国立劇場おきなわ普及促進事業負担金	11,671,000	11,671,000	公演事業

22 ザ・テラスホテルズ株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当社は、昭和58年の沖縄プーゼリゾート事業計画のホテル開発に伴い昭和60年名越国際観光株式会社として設立、平成14年にザ・テラスホテルズ株式会社へ社名を変更した。

県は、万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成24年度から万国津梁館の管理を行わせている。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用の許可、許可の取消し等に関する業務
- ② 利用料金の収受・減免等に関する業務
- ③ 津梁館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が、万国建築館の管理運営に関する基本協定書第35条第2項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は、65,633,000円となっている。
なお、平成30年度の施設利用収入額は82,938,936円となっている。

23 公益財団法人 沖縄県建設技術センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設工事用資材の適正な品質の確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与することを目的として昭和58年3月に設立、平成26年4月から一般財団法人に移行し、その後平成31年4月に公益財団法人として認定され、県、市町村、民間に対して研修事業、建設材料試験事業、調査研究事業、住宅性能評価事業等の公益及び収益事業を実施している。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 公益事業
 - ・ 研修事業
- ② 収益事業
 - ・ 建設材料試験事業
 - ・ 調査研究事業
 - ・ 総合的技術支援事業
 - ・ 建築確認・検査事業
 - ・ 住宅性能評価事業
- ③ 建設リサイクル資材試験・認定事業
- ④ 公共土木施設台帳管理事業
- ⑤ 開発情報事業
- ⑥ 構造計算適合性判定事業
- ⑦ 建設技術情報提供事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産30,000,000円のうち、18,000,000円、60.0%を出資している。

24 沖縄都市モノレール株式会社（出資・補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

当社は、定時、定速性の確保ができる都市モノレールの導入を目指して、昭和57年9月に沖縄県と那覇市、その他23の民間企業の出資（第三セクター方式）により設立され、平成15年8月10日に那覇空港駅から首里駅の間12.9kmで開業している。
平成30年度における1日あたりの総輸送人員は5万2,355人で、前年度の1日あたり4万9,716人に比べて、5.3%増加している。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付を行っている。

- ア 資本金の出資
 - 資本金10,009,950,000円のうち、3,842,400,000円、38.4%を出資している。
- イ 補助金の交付

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分		事業内容	
対象事業費	補助金額	事業内容	
3,938,751,560	1,339,551,000	モノレール延長部	
		インフラ外検討調査等	

（単位：円）

ウ 貸付金の状況

平成30年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度末残高	平成30年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
都市モノレール建設事業 資金貸付金	4,763,000,000	0	160,000,000	4,603,000,000
都市モノレール事業資金 貸付金	3,709,934,000	0	0	3,709,934,000
合 計	8,472,934,000	0	160,000,000	8,312,934,000

（単位：円）

25 トラステック・ミズノ共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当共同企業体は、運営レベルを向上させることを目的に平成26年12月に株式会社トラステックと美津濃株式会社の2社で設立された。
県は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条により、平成27年度から当共同企業体を指定管理者として沖縄県総合運動公園の管理を行わせている。
平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 公園の施設及び付属設備等の維持及び管理に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県総合運動公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当社に対し交付した指定管理料は335,800,000円、沖縄県総合運動公園の管理に関する基本協定書第42条により交付した追加的経費は、5,175,650円となっている。

なお、基本協定書第34条から第36条に基づき平成30年度の施設利用収入額は、82,972,515円となっている。

26 沖縄県緑化種苗協同組合（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当組合は、緑化生産業者の将来の発展と地域社会への貢献を図るため協同組合組織によって、互いに協調し、連携して経済活動をすることを目的に設立された。

県は、沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第17条の規定により、当組合を指定管理者として平成24年度から名護中央公園、浦添大公園及びパンナ公園、平成27年度から中城公園の管理を行わせている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当組合に対して下記のとおり指定管理料を交付している。

- ア 名護中央公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、23,500,000円となっている。

なお、平成30年度の施設使用料収入は19,910円となっている。

- イ 浦添大公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、31,000,000円となっている。
- ウ バンナ公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、44,500,000円となっている。
- エ 中城公園の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当組合に対し交付した指定管理料は、25,000,000円となっている。
- なお、平成30年度の施設使用料収入は、155,490円となっている。

27 沖縄県住宅供給公社（出資・貸付金・公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当公社は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行し、昭和47年8月10日に「沖縄県住宅供給公社」として発足している。

当公社は、これまで分譲住宅事業など居住環境の良好な住宅や宅地を供給する事業等を行ってきたが、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第65条の規定により、当公社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（本島北部、中部、南部地区）の管理を行わせている。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 公社賃貸住宅の建替事業
- ② 公社住宅等の管理
 - ・ 賃貸住宅6団地471戸の管理業務
- ③ 保有資産の処分事業
 - 土地売買契約の締結（豊見城市内）
- ④ 受託業務
 - ・ 県営住宅管理業務（108団地15,429戸）
 - ・ 豊見城市改良住宅管理業務（419戸）
 - ・ 浦添市営住宅管理業務（3団地268戸）
 - ・ 教職員住宅管理業務（50棟 323戸）
 - ・ 県営住宅家賃滞納対策相談業務
- ⑤ その他業務

沖縄県居住支援協議会事務局

(2) 財政的援助等の内容

県は、当公社に対し次のとおり資本金を出資するとともに資金の貸付及び指定管理料の交付を行っている。

- ア 資本金の出資
資本金1,014,887,500円的全額を出資している。

- イ 貸付金の状況
平成30年度における貸付金の状況は次のとおりである。

区分	前年度末残高	平成30年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
賃貸住宅建設資金	714,980,000	0	0	714,980,000

（単位：円）

ウ 指定管理料の交付

県が沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第7条第1項に基づいて、当公社に対し交付した指定管理料（業務管理費）は231,634,000円、指定管理料（維持修繕費等）は、1,544,400,000円となっている。

各地区ごとの内訳は以下のとおり。

- ① 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区） 82,039,880円
- ② 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部A地区） 382,408,000円
- ③ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部B地区） 428,454,120円
- ④ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（南部地区） 883,132,000円

28 住宅情報センター株式会社（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第65条の規定により、当社を指定管理者として平成18年度から県営住宅（宮古、八重山地区）の管理を行わせている。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営住宅の入居の手続に関する業務
- ② 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ③ 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第7条第1項に基づいて、当社に対し交付した指定管理料（業務管理費）は33,000,000円、指定管理料（維持修繕費等）は、200,750,000円となっている。

各地区ごとの内訳は以下のとおり。

- ① 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（宮古地区） 130,000,000円
- ② 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（八重山地区） 103,750,000円

29 石垣空港ターミナル株式会社（出資・貸付金）

(1) 事業の概要

当社は、新石垣空港における旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビルを整備・管理運営し、空港利用者の利便性、快適性、安全性を確保することを目的に、平成21年2月に第3セクター方式により設立された。

平成30年度における乗降客数は、国内線で約250万4千人（対前年度比3.8%増）、国際線で約8万6千人（対前年度比0.3%増）となっている。

平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 航空運送業者及び航空旅客に対する役務の提供
- ② 不動産の賃貸及び管理
- ③ 建物の管理、警備並びに建物附帯設備の運転、保守及び管理
- ④ 国際線旅客施設増設案

30 財政的援助等の内容

県は、当社に対して次のとおり資本金を出資するとともに事業資金の貸付けを行っている。
 ア 資本金の出資
 資本金1,680,000,000円のうち、420,000,000円、25.0%を出資している。
 イ 貸付金の状況
 平成30年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度未残高	平成30年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
石垣空港ターミナルビル新築事業	753,158,000	0	83,684,000	669,474,000

(単位：円)

30 一般社団法人 青城市観光協会（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当協会を指定管理者として平成23年度から中城湾港安座真海浜公園の管理を行っている。

- 平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。
- ① 利用の許可に関する業務、許可の取消し等に関する業務等
 - ② 利用料金の収受に関する業務等
 - ③ 海浜公園の施設の維持及び修繕に関する業務
 - ④ 災害時及び荒天時における対応業務
 - ⑤ 海浜公園の広報及び利用の促進に係る業務

(2) 財政的援助等の内容

中城湾港安座真海浜公園の管理に関する協定書第45条により、当該海浜公園の管理運営に係る経費は、利用料金収入及び海浜公園におけるその他自主事業収入をもって充てるものとされている。
 同協定書第51条第3項により、県は災害時等施設修繕補填金として24,059,160円を交付している。
 なお、平成30年度の当海浜公園の利用料金収入額は6,419,800円となっている。

31 美ら島・宜野湾港マリナーナ管理運営共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第16条の規定により、当共同企業体を指定管理者として平成27年度から宜野湾港マリナーナの管理を行わせている。
 平成30年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 宜野湾港マリナーナ施設の維持管理
- ② マリナーナ港内の清掃業務・巡視等業務
- ③ 有料駐車場の運営
- ④ マリナーナ給油所の運営

(2) 財政的援助等の内容

県が宜野湾港マリナーナの管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当共同企業体に対し交付した指定管理料は、65,000,000円となっている。

32 公益財団法人 暴力団追放沖縄県民会議（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、暴力団による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に財団法人として設立され、平成4年5月に沖縄県暴力団追放運動推進センターとして県公安委員会の指定を受けた。その後、平成23年12月に公益財団法人に移行している

平成30年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 暴力団の不当行為の防止に関する広報啓発活動
- ② 民間の暴力団排除活動の支援
- ③ 暴力団の不当行為等に関する相談活動
- ④ 暴力団からの離脱援助活動
- ⑤ 不当要求防止責任者講習
- ⑥ 暴力団対策等に係る調査研究

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し基本財産へ充当した正味財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6%を出資している。

33 公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団（補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与又は給与し、併せて留学助成、研究助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進事業補助金を交付し、また沖縄県人材育成資金貸付の原資を貸し付けている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、貸付けを行っている。

ア 補助金の交付

平成30年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進事業補助金	112,204,475	92,121,825	人件費、事務費等 奨学金、事務費 人件費、事業費等
高等学校等奨学事業費補助金	23,309,524	18,682,867	
国際交流・協力推進事業費補助金	34,667,230	19,192,551	
合 計	170,181,229	129,997,243	

(単位：円)

イ 貸付金の状況

平成30年度における沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱、国外留学派遣事業業務委託契約等に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

区 分	前年度未残高	平成30年度		年度未残高
		貸付金	償還金	
育英奨学事業、留学助成事業 留学助成事業（一括貸付金事業）	370,001,000 4,370,000	0	89,925,000	280,076,000 4,370,000
合 計	374,371,000	0	89,925,000	284,446,000

(単位：円)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

令和元年度行政監査の結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

防災・危機管理体制整備の取組について

2 監査の目的

近年、国内では地震や豪雨などの自然災害が多く発生しているほか、感染症や家畜伝染病、重大な事件・事故等様々な危機事象の発生による脅威が高まっている。

このため、本県においては、危機管理の基本を定め、危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、危機の発生を防止し、又はその被害、損失を最小限にとどめるため、迅速な初動体制の確立と確な応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保に資することを目的に、沖縄県危機管理指針が策定されている。

については、同指針に基づき、様々な危機事象に対する事前の対策が、全庁的に適切に行われているか確認することを目的に監査を実施する。

3 監査対象機関

知事部局、企業局及び教育庁の本庁機関並びに出納事務局、病院事務局、議会事務局、議事事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の計111機関

4 監査の着眼点

- (1) 危機管理マニュアル等は整備され、職員に周知徹底されているか。
- (2) 関係機関との協力・連携体制は整備されているか。
- (3) 訓練の実施と訓練結果や実情に合わせたマニュアル等の見直しはされているか。
- (4) 物資、資機材の整備状況は適切か。

5 監査の実施期間

令和元年8月から同年10月までの間に監査を実施した。

6 監査の実施方法

沖縄県危機管理指針に基づく危機事象及びその他の危機事象への事前対策の状況について、調査票により回答を求めた。

また、回答のあった中から9機関を抽出し、ヒアリング及び実地監査を実施して回答内容等を確認した。

目次

第1 監査の概要

1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査対象機関	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施期間	1
6 監査の実施方法	1

第2 沖縄県危機管理指針について

1 沖縄県危機管理指針の概要（一部抜粋）	2
2 想定される危機事象とその所管部室等（資料編より）	7
3 危機管理対応基本フロー図（資料編より）	8

第3 監査の結果

1 調査票の集計結果	9
2 大規模自然災害に対する事前対策状況	16
3 調査票が提出されなかった危機事象	18
4 防災危機管理課における取組の状況	20

第4 監査の結果に基づく所見等

1 事前対策に対する所見	22
2 防災・危機管理体制整備の取組について（まとめ）	23

資料

1 令和元年度行政監査調査票（全課用）	24
2 令和元年度行政監査調査票（防災危機管理課用）	29

第2 沖縄県危機管理指針について

- 1 沖縄県危機管理指針の概要（一部抜粋）

第1章 総則

1 目的

この指針は、沖縄県における危機管理の基本を定め、危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、危機の発生を防止し、又はその被害、損失を最小限にとどめるため、迅速な初動体制の確立と的確な応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全を確保することを目的とする。

2 危機の種類と想定される事象

危機は、想定される具体的な事象により、表1のとおり、①災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で規定する災害、②石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）で規定する災害、③武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）で規定する武力攻撃事態等、④それ以外の重大な事件・事故等に類型化できる。

●表1 危機の種類と想定される事象

危機の種類	想定される事象
①災害対策基本法第2条で規定する災害	● 台風、地震、津波災害等 ● 航空事故、海上事故、大規模火災
②石油コンビナート等災害防止法第31条第1項に基づく「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に規定する災害	● 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の流出等
③武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等（国民保護法関連）	● 武力攻撃事態 着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃 ● 武力攻撃予測事態 ● 緊急対処事態(大規模テロ) 石油コンビナート等の爆破等、大規模集密施設等の爆破等、炭疽菌等生物剤、サリン等化学剤の大量散布等、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等
④上記以外の重大な事件・事故等	● テロ(注)、感染症の蔓延、有害化学物質事故、暴動 ● 重大な食品・飲料水の事故、施設等における事件事故等 ● 総合行政情報通信ネットワーク等のシステム障害等

(注) テロ事件に起因して発生した災害についても、災害対策基本法の適用が排除されるものではない。(1米国における同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について」(平成13年9月26日各都道府県消防防災主管部長あて消防庁防災課長・消防庁救急救助課長・消防庁特殊災害室長通知)

※ 参考

○災害対策基本法第2条第1号で規定する災害の定義

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象のみならず、大規模な火事、爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害

○政令で定める原因(災害対策基本法施行令第1条)

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

※ その他の大規模な事故としては、旅客列車の衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等とされている。

【武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等】

● 武力攻撃事態:

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

- ① 着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃 ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

● 武力攻撃予測事態:

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

● 緊急対処事態:

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(大規模テロ)

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・ 原子力事業所等の破壊
 - ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・ 危険物積載船への攻撃
 - ・ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・ 大規模集密施設、ターミナル駅等の爆破
 - ・ モノレール等の爆破
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ ダーティボム等の爆破による放射能の拡散
 - ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・ 水源地に対する毒物等の混入
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2章 事前対策

3 対象とする危機の範囲

この指針において対象とする「危機」は、①テロ、SARS等、市民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事件、事故（米軍基地関連を含む。）、②県行政の運営に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事態とする。

被害が直接的、突発的でない財政危機、金融危機、経済危機（企業倒産、大量失業）等については除くものとする。

4 想定される危機事象の所管部署等

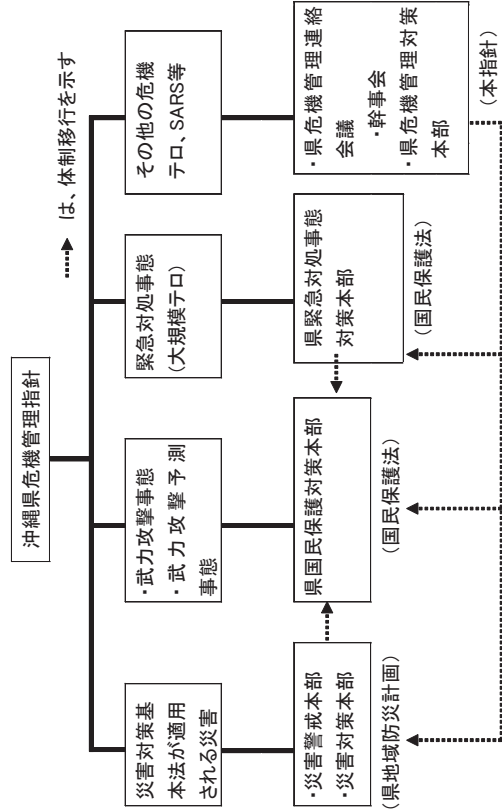
本指針で対処する危機については、多岐にわたるが、想定される具体的な事象と主に所管する部署等を資料編別表のとおり定めておくものとする。

5 沖縄県地域防災計画、既存の各種マニュアル等との関係

想定される危機事象のうち、2の表1の①の危機（災害対策基本法第2条で規定する災害）については「沖縄県地域防災計画」で、同表の②の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については「沖縄県石油コンビナート等防災計画」で、③の危機（武力攻撃事態対処法第2条及び第25条で規定する武力攻撃事態等）については「沖縄県国民保護計画」に基づき、対処方針を示すものである。

なお、本指針は、危機管理の一般的な運用基準であり、各部署等において策定済みの各種計画、マニュアル等については、この指針の趣旨に反しない限り、この指針に優先するものとする。

図1【危機事象と各対策本部等の関係概念図】



1 危機管理意識の向上

万一、危機事象が発生した場合は、初動対応を混乱なく、円滑に実施する必要がある。そのためには、職員一人ひとりが日頃から危機管理意識の高揚を図ることが極めて重要である。個々の職員においては、それぞれが所管する業務に関する業務に当たるとのような危機事象が想定され、どのように対応すべきかなど、日々の業務に当たり、危機管理意識を持って取り組むものとする。

2 各部署等における危機管理体制の整備

(1) 情報連絡網の整備

情報連絡網は、初動時における第一報の伝達、職員の非常参集、市町村や関係機関との間の情報収集・伝達に不可欠なものであるため、確実に整備しておく。整備後においても、組織改編、定期人事異動等に伴い変更が生じた場合は、速やかに修正するとともに、防災危機管理課へ報告するものとする。

(2) 危機管理マニュアルの作成

危機の発生防止や発生した場合の被害を最小限化するためには、「危機の未然防止策」、「危機の発生を想定した対策」を日頃から十分検討しておく必要がある。

このため、各部署等は、想定される危機事象ごとに「危機管理マニュアル」を作成し、危機管理体制の整備を図るとともに、状況に応じた柔軟な対応ができるよう防災危機管理課と連携し、様々な想定で事前の準備を行っておくものとする。

※危機管理マニュアルの標準項目については、資料編を参照のこと。

(3) 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定
各部署等（出先機関及び支庁を含む。）は、自らの部署等が所管する危機について、「沖縄県地域防災計画」に準じ、危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員を指定するとともに、部局内対応レベルから対策本部対応レベルまで各段階に応じて、夜間・休日も含めて迅速かつ的確に対応可能な所要職員数が確保されるよう、部局内職員から配備要員を指定しておくものとする。

3 市町村及び関係機関との連携の確保

各部署等は、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、市町村及び関係機関との連携について、「沖縄県地域防災計画」等における既存の既存の活動方策等も最大限活用しつつ、連携確保の取組を進める。

※石油コンビナート等災害（県石油コンビナート等防災計画）等、各個別法に基づく体制については、図では省略

4 物資、資機材の確保

各部室等は、必要な物資、資機材の計画的な整備に努め、定期的な点検と取扱いの習熟を行う。

また、物資の不足分、特殊な資機材については、入手ルートを確保するよう努める。

5 訓練・研修の実施

各部室等は、定期的な訓練の実施により、職員の危機管理意識の向上を図りつつ、本指針への習熟度を高めるとともに、関係機関と連携した訓練や研修を通じてマニュアルの評価・検証を行い危機管理体制の実効性を検証する。評価・検証の結果は、各部室等のマニュアル等の修正に反映させていくこととする。

6 防災危機管理課における取組

防災危機管理課は、危機発生時等における応急対策等を迅速かつ円滑に実施できるよう、平時においては、以下の事項につき取り組みこととする。

- (1) 各部室等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証
- (2) 各部室等職員への危機管理意識の啓発、訓練等の実施
- (3) 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備
- (4) 県民向けに提供すべき安全情報の収集整理
- (5) 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備
- (6) 職員による危機管理24時間体制の整備
- (7) その他危機管理の推進

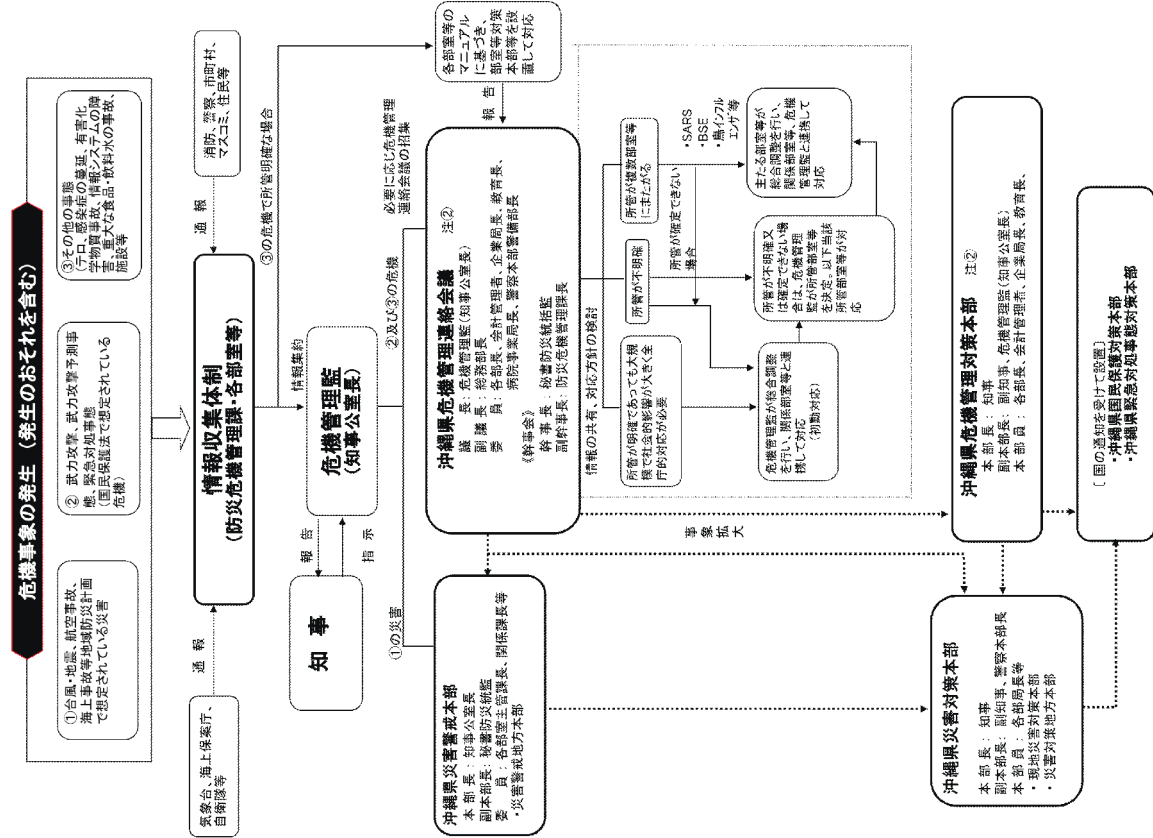
2 想定される危機事象とその所管部室等（危機管理指針【資料編】より）

想定される危機事象の所管部室等(課等)平成30年4月

区分	分類	危機事象	主たる所管部室等(課等)	
大規模自然災害	大規模風水害		防災危機管理課	
	大規模地震災害		防災危機管理課	
重大事故	原子力災害		基地対策課、防災危機管理課、環境保全課	
	石油コンビナート災害		防災危機管理課	
	大規模火災・爆発		防災危機管理課	
	危険物事故、高圧ガス及び火薬類の事故		防災危機管理課、産業政策課	
	毒物事故		衛生業務課	
	航空事故		防災危機管理課、空港課	
	海上事故(油流出含む)		防災危機管理課、環境保全課	
	モレール関係事件・事故		都市計画・モレール課	
	道路事故		道路管理課、農地農村整備課、森林管理課	
	当該課			
	農主権イベントでの事故		防災危機管理課、農地対策課、海地課、海地指導課	
	不審船・領海侵犯		防災危機管理課	
	ハイジャック・バスジャック等		防災危機管理課	
	大規模騒動・暴動・ハニツク		防災危機管理課	
	テロ・テラリタ事件		防災危機管理課、当該課	
有事関連	武力攻撃事案等		防災危機管理課	
	緊急対処事態		防災危機管理課	
	重要影響事案		防災危機管理課	
	重要対策		基地対策課・防災危機管理課	
	健康・安全	感染症のまん延		地域保健課
		感染症のまん延		畜産課
		飲料水汚染		衛生業務課、企業局配水管理課
		環境保全課		環境保全課
		水質汚染		環境保全課
		大規模食中毒		衛生業務課
毒・毒物による健康被害			衛生業務課	
テロ以外の毒ばく			医療政策課、県立病院課、地域保健課、環境保全課	
原因不明の健康被害			健康増進課、衛生業務課、地域保健課、環境保全課	
農薬等の使用による事件・事故			営農支援課	
健康・安全	食品による健康被害		衛生業務課、流通・加工推進課	
	湯水		企業局配水管理課、地域・離島課	
	県産農林水産物に関する事件・事故		農林水産部当該課	
	サメによる被害		水産課	
	海洋性有毒危険生物による事故		水産課、衛生業務課	
	医療事故		医療政策課、県立病院課	
	院内感染		医療政策課、県立病院課	
	学校内及び校外活動中の事件・事故		保健体育課(私立学校の場合総務私学課)	
	保育所における事件・事故(公立、私立、認可外含む)		子育て支援課	
	県庁舎での事件・事故		各庁舎管理者	
	県施設での事件・事故		各施設管理者	
	本県出身者が巻き込まれた国内での事件・事故		総務私学課、産業政策課	
	本県出身者及び帰県系人が巻き込まれた国外での事件・事故		交流推進課	
	米軍基地関連		基地対策課・防災危機管理課	
	その他	県庁舎での事件・事故(再掲)		各庁舎管理者
情報システムの誤差			当該課、総合情報政策課	
総合行政情報通信ネットワークの誤差			総合情報政策課	
情報システムに対する不正行為			当該課、総合情報政策課	
情報システム(再掲)			当該課、総合情報政策課	
総合行政情報通信ネットワークに対する不正行為(再掲)			総合情報政策課	
悪人への危害(特別職、議会関係者等)			秘書課・議事事務局総務課、防災危機管理課	
県庁舎への不審者の侵入・破壊等			各庁舎管理者	
不審な郵便物等			総務私学課	
指定金融機関、指定代理金融機関の破壊等			出納事務局会計課	

3 危機管理対応基本フロー図（危機管理指針【資料編】より）

危機管理対応基本フロー図



注① は、事業の権限に応じて体制移行を示す。
 注② は、事業の権限に応じて事業認定前（警報発令前）又は事業認定後（警報発令後）の危機管理体制としても機能する。

第3 監査の結果

1 調査票の集計結果

「沖縄県危機管理指針」において発生が想定されている51の危機事象に「上記に含まれないその他の危機事象」を加えた52の危機事象について、各監査対象機関において対応が必要な危機事象とその事前対策の状況について調査したところ、調査票の集計結果は次のとおりであった。

なお、一つの機関において複数の危機事象に対応する必要がある場合や、他機関が作成したマニュアル等に従って対応する場合等があるため、各調査項目の機関数、件数の合計は必ずしも一致しない。

(1) 対応が必要な危機事象の有無

監査対象機関に対し、対応が必要な危機事象があるかどうか調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- 対応が必要な危機事象がある 64機関 (57.7%)
- 対応が必要な危機事象はない 47機関 (42.3%)

監査対象機関111機関のうち、64機関 (57.7%) で対応が必要な危機事象があると回答されており、この64機関からは危機事象ごとに175件の調査票が提出されている。これは、一つの機関において複数の危機事象に対応する場合がある事を示している。

(2) 情報連絡網の整備について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、情報連絡網の作成状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- ① 危機事象発生時の情報連絡網は整備しているか
 - 整備している 149件 (85.1%)
 - 整備していない 26件 (14.9%)

【内訳】他機関等において整備するもの

- 他の連絡網で対応可能なもの 7件
- 整備する必要がないもの 3件
- 国の基準に基づいて整備しているもの 2件
- その他の理由により整備していないもの 12件

- ② 組織改編、人事異動等に伴う変更は反映されているか
 反映されている 139件 (93.3%)
 反映されていない 10件 (6.7%)
 【内訳】他機関等において反映させるもの 1件
 反映させる必要がないもの 1件
 その他の理由により反映させていないもの 8件

- ③ 防災危機管理課へ報告されているか
 報告している 56件 (37.6%)
 報告していない 93件 (62.4%)

情報連絡網については、149件 (85.1%) で整備していると回答されており、整備されているものうち139件 (93.3%) は組織改編や人事異動を反映したものととなっている。

また、「沖縄県危機管理指針」では、情報連絡網の作成や修正を行った場合には、防災危機管理課へ報告することとされているが、報告をしたとの回答は56件 (37.6%) にとどまっている。これに関して防災危機管理課に状況を確認したところ、同課が報告を求めている情報連絡網は、沖縄県災害対策事務運営要領に規定されている台風時等の配備要員名簿（県職員のみが記載されている）であり、これに関しては全部局から毎年報告されているとのことであった。

一方、各機関において作成されている危機事象ごとの情報連絡網の中には、関係機関まで含めたものが数多く作成されており、これらについて防災危機管理課への報告を行っていないという回答が多かった。

- (3) 危機管理マニュアルの作成について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、危機管理マニュアルの作成状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- ① 危機管理マニュアルは作成されているか
 作成している 131件 (74.9%)
 作成していない 44件 (25.1%)
 【内訳】他機関等において作成されるもの 10件
 作成する必要がないもの 6件
 国の基準に基づいて作成しているもの 2件
 その他の理由により作成していないもの 26件

- ② 危機管理マニュアルは必要に応じて改訂されているか
 改訂されている 89件 (67.9%)
 改訂されていない 42件 (32.1%)
 【内訳】他機関等において改訂されるもの 19件
 改訂する必要がないもの 4件
 その他の理由により改訂していないもの 19件

- ③ 危機管理マニュアルの職員への周知徹底は図られているか
 図られている 110件 (84.0%)
 図られていない 21件 (16.0%)

危機管理マニュアルの作成については、131件 (74.9%) で作成していると回答されており、作成されているものうち89件 (67.9%) で必要に応じて改訂されていると回答されている。ただし、他機関等においてマニュアルの作成・改訂を行っている場合において、「作成していない」、「改訂されていない」と回答されているケースがあるため、実質的な割合はもう少し高くなると考えられる。

また、危機管理マニュアルを作成しているものうち、職員への周知徹底が図られていると回答されたものは110件 (84.0%) であった。

- (4) 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、必要な要員の指定状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- ① 必要な要員等は指定されているか
 指定されている 132件 (75.4%)
 指定されていない 43件 (24.6%)
 ② 配備要員等との緊急連絡体制は構築されているか
 構築されている 131件 (99.2%)
 構築されていない 1件 (0.8%)

要員の指定については、132件 (75.4%) で指定されていると回答されており、指定されているものうち131件 (99.2%) で要員との緊急連絡体制が構築されていると回答されている。

指定されていないと回答した機関については、要員の指定という手続はとられていないが、事務分掌等により担当者は特定され、所属職員の緊急連絡網が作成されてい

るのが通常であることから、必要最低限の体制は確保されていると考えられる。

なお、要員との緊急連絡体制が構築されていないと回答された1件については、指定管理施設であり、実際に現場にいる人間で対応するとの回答であった。

- (5) 国、市町村及び関係機関との連携の確保について
対応が必要な危機事象があると回答した機関について、関係機関等との連携の確保状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- ① 危機発生時に連携が必要となる関係機関等は把握しているか
把握している 145件 (82.9%)
把握していない 30件 (17.1%)
【内訳】連携が必要な関係機関がないもの 7件
他機関等において把握されるもの 2件
国の基準に基づいて関係機関が整理されているもの 2件
その他の理由により把握していないもの 19件
- ② 危機発生時の連携方法等は定められているか
定められている 132件 (91.0%)
定められていない 13件 (9.0%)
- ③ 連携方法等について関係機関等との情報共有は行われているか
行われている 120件 (90.9%)
行われていない 12件 (9.1%)
連携が必要な関係機関等については、145件 (82.9%) で把握していると回答されており、そのうち132件 (91.0%) で危機発生時の連携方法が定められていると回答されている。
関係機関等との連携については、危機管理マニュアルの中で定められていることが多いが、マニュアルが作成されていない機関については、関係機関等も把握されていない傾向がある。
また、関係機関等との連携方法が定められているものうち、関係機関等と情報共有が図られていると回答されたものは120件 (90.9%) であった。

- (6) 物資、資機材の確保について
対応が必要な危機事象があると回答した機関について、物資、資機材の確保状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

- ① 危機発生時に必要となる物資、資機材の種類・数量等は把握しているか
必要な物資、資機材はない 106件 (60.6%)
把握している 49件 (28.0%)
把握していない 20件 (11.4%)
【内訳】他機関等において把握されるもの 6件
その他の理由により把握していないもの 14件
- ② 危機発生時に必要な物資、資機材は十分に確保されているか
確保されている 43件 (87.8%)
確保されていない 6件 (12.2%)
【内訳】他機関等において確保されるもの 3件
その他の理由により確保されていないもの 3件
- ③ 不足物資、特殊資機材の入手ルートは確保されているか
確保されている 1件 (16.7%)
確保されていない 5件 (83.3%)
【内訳】他機関等において確保されるもの 3件
その他の理由により確保されていないもの 2件
- ④ 確保済みの物資、資機材の点検は行われているか
行われている 35件 (71.4%)
行われていない 14件 (28.6%)
【内訳】他機関等において行われるもの 4件
その他の理由により行われていないもの 10件
- ⑤ 確保済みの物資、資機材の取扱の習熟は図られているか
図られている 41件 (83.7%)
図られていない 8件 (16.3%)
【内訳】他機関等において図られるもの 3件
習熟を図る必要がないもの 4件
その他の理由により図られていないもの 1件

危機発生時に必要となる物資、資機材については、106件 (60.6%) で必要な物資、資機材はないと回答されている。これは、今回の監査が原則として本庁機関を対象（病院事務局を除く）としているが、実際の初動対応や調査等は出先機関において行われ

る場合が多く、それらに必要な物資、資機材も出先機関で保管・管理されているためと考えられる。

また、今回の監査では実地監査として、県民向けの物資、資機材を備蓄している消費・くらし安全課を対象に、保管状況を現地で確認した。

物資等は種類ごとに整理され、賞味期限等がすぐに確認できる状態で保管されていたが、備蓄場所としている倉庫がもともと保管場所として整備されたものではなく、作業スペースの問題から搬出を円滑に行うことができない状況となっていた。

(7) 訓練・研修の実施状況等について

対応が必要な危機事象があると回答した機関について、訓練・研修の実施状況、危機管理マニュアルの評価・検証状況等を危機事象ごとに調査したところ、その状況は次のとおりであった。

① 訓練・研修等を実施したか

実施した 102件 (58.3%)

実施していない 73件 (41.7%)

【内訳】実施する必要がないもの 9件

他機関等において実施されるもの 2件

他機関等が実施する訓練等に参加しているもの 2件

その他の理由により実施されていないもの 60件

② マニュアルの評価・検証を行い、危機管理体制の実効性を検証したか

評価・検証した 57件 (50.9%)

評価・検証していない 55件 (49.1%)

【内訳】現行のマニュアルで特段の問題が発生していないもの 18件

作成・改訂から間もないため評価時期にないもの 4件

その他の理由により評価・検証されていないもの 33件

③ 評価・検証結果をマニュアルに反映させたか

反映させた 48件 (84.2%)

反映させていない 9件 (15.8%)

【内訳】反映させる事項がなかったもの 1件

その他の理由により反映させていないもの 8件

訓練・研修等の実施については、102件 (58.3%) で実施したと回答されており、73件 (41.7%) で実施していないと回答されている。

大規模自然災害や、石油コンビナート災害、大規模テロ等への対応については、それぞれ「沖縄県地域防災計画」、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」、「沖縄県国民保護計画」等に基づき、防災危機管理課を中心に、多くの県職員や関係機関が参加して大規模な訓練が行われているが、それ以外の危機事象については訓練・研修等の実施率が低い状況となっている。

また、危機管理マニュアルを作成しているものうち、評価・検証したと回答されたのは57件 (50.9%) であった。マニュアルの評価・検証は、訓練・研修等の実施結果を受けて行われるものと考えられ、訓練・研修等を実施していないためにマニュアルの評価・検証も行われていないという状況となっている。

2 大規模自然災害に対する事前対策状況

発生が想定されている危機事象のうち、大規模自然災害（大規模風水害及び大規模地震災害）については、近年、国内においても度々発生し、各地に基大な被害をもたらしていることから、事前対策の必要性が特に高いと考えられる。

当該危機事象に対する各機関からの調査票の回答内容をまとめると以下のとおりであった。

(1) 対応機関

主たる所管部室は知事公室防災危機管理課であるが、それ以外の機関からも、事前対策等の状況について調査票の提出があった。

大規模風水害への対応が必要と回答した機関

部局名	機関名
知事公室	防災危機管理課
環境部	環境整備課
子ども生活福祉部	消費・くらし安全課
農林水産部	農林水産総務課
土木建築部	土木総務課、道路管理課、海岸防災課
企業局	総務企画課、経理課、配水管理課、建設課
病院事業局	病院事業総務課、北部病院、中部病院、八重山病院
教育庁	施設課、義務教育課

大規模地震災害への対応が必要と回答した機関

部局名	機関名
知事公室	防災危機管理課
子ども生活福祉部	消費・くらし安全課
土木建築部	土木総務課、道路管理課、海岸防災課
企業局	総務企画課、経理課、配水管理課、建設課
病院事業局	南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院、精和病院
教育庁	施設課

(2) 事前対策状況

- ① 情報連絡網の整備、危機管理マニュアルの作成及び関係機関との連携について
大規模自然災害については、災害対策基本法に基づく総合的な防災計画として「沖縄県地域防災計画」が作成されており、この中に県以外の関係機関も含めた各機関の役割や情報連絡系統図等の基本的な事項が網羅されている。

また、各機関においては、それぞれの事務分掌等に応じて必要となるマニュアル等が個別に作成されている。

- ② 各種要員の指定・配備について
災害発生に備えた要員等の配備については、毎年、各部局において緊急連絡先を含めた配備要員名簿等が作成されており、それを防災危機管理課において集約・整理し、緊急連絡名簿として整備している。
- ③ 物資、資機材について
県民向けの物資、資機材の備蓄については、市町村が行う物資供給活動を支援するため、県においても沖縄県備蓄方針を策定し、必要量の一部を計画的に備蓄することとしている。
また、企業局及び病院事業局の各機関においては、それぞれ必要な物資、資機材を独自に確保している。
- ④ 訓練・研修等の実施について
主たる所管部室である防災危機管理課を中心に、市町村をはじめとする関係機関も参加して、美ら島レスキュー、沖縄県総合防災訓練、沖縄県広域地震・津波避難訓練、沖縄県災害対策本部設置運営訓練等の大規模な訓練が毎年実施されている。
また、企業局及び病院事業局の各機関においては、全庁的な訓練への参加以外にも、独自に訓練・研修等を実施している。

3 調査票が提出されなかった危機事象

- (1) 発生が想定される危機事象のうち調査票が提出されなかったもの
 「沖縄県危機管理指針」において、発生が想定される危機事象の主たる所管部署等として記載されているにも関わらず、所管するとされている危機事象に係る調査票が提出されていない機関があった。
- (2) 県主催イベントでの事故に係る調査票提出状況
 本県においても、年間を通して多くの県主催イベントが開催されており、特に多くの来場者があるイベントについては、事故等の発生に備えた事前対策が重要である。多くの機関で対応が必要と考えられる当該危機事象について、調査票の提出があったのは以下の4機関だけであり、その他の機関からは提出がなかった。

提出があった機関とイベント名等

部局名	課名	イベント名等
企画部	地域離島課	沖縄離島体験交流促進事業、離島観光・交流促進事業におけるモニターツアー
子ども生活福祉部	保護・援護課	沖縄全戦没者追悼式
文化観光スポーツ部	観光振興課	所管イベント全般
教育庁	県立学校教育課	産業教育フェア

- (3) 県施設での事件・事故に係る調査票提出状況
 本県では、平成30年4月時点で47の県施設について指定管理者制度を導入して指定管理者に施設の管理運営を行わせており、これらの施設については、通常、県と指定管理者の間で締結される基本協定書において、指定管理者側に危機管理マニュアル等の策定を義務づけている。
 これらの施設において事件・事故が発生した場合には、現場対応は指定管理者側で行うこととなるが、当然県の所管課へも情報共有され、指定管理者と連携して対応する必要がある。
 当該危機事象について調査票の提出があったのは、11機関28施設にとどまっており、その他の機関からは提出がなかった。

提出があった機関と施設名

部局名	課名	施設名
総務部	総務私学課	沖縄県公文書館
子ども生活福祉部	福祉政策課	沖縄県総合福祉センター
農林水産部	森林管理課	沖縄県民の森
商工労働部	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区、航空機整備施設、沖縄国際物流拠点産業集積地域うるま地区内賃貸工場及び企業立地サポートセンター
商工労働部	情報産業振興課	沖縄IT津梁パーク施設、沖縄情報通信センター
文化観光スポーツ部	MICE推進課	沖縄コンベンションセンター、万国津梁館
文化観光スポーツ部	文化振興課	沖縄県立博物館・美術館
文化観光スポーツ部	空手振興課	沖縄空手会館
文化観光スポーツ部	スポーツ振興課	奥武山総合運動場
土木建築部	都市公園課	名護中央公園、沖縄県総合運動公園、浦添大公園、海軍壕公園、平和祈念公園、バンナ公園、首里城公園、奥武山公園、中城公園
土木建築部	住宅課	県営住宅（北部地区、中部A地区、中部B地区、南部地区、宮古地区、八重山地区）

(4) 個別情報システム関係危機事象に係る調査票提出状況

本県においても業務の効率化等を図るため、多くの情報システムが導入されている。これらの情報システムの中には、全庁的に利用されていて不具合が発生すると県全体の業務に大きな支障が生じるものや、個人情報等を扱うシステムもあると考えられ、セキュリティ対策等について万全を期す必要がある。
 当該危機事象について調査票の提出があったのは、7機関にとどまっており、その他の機関からは提出がなかった。

提出があった機関と情報システム名

部局名	課名	情報システム名
知事公室	防災危機管理課	沖縄県防災情報システム
総務部	総務私学課	文書管理システム
総務部	人事課	給与ネットワークシステム、総務事務システム
総務部	職員厚生課	児童手当ネットワークシステム、健康管理システム
総務部	税務課	沖縄県税務事務トータルシステム、eLTAXシステム
企画部	総合情報政策課	沖縄県ホームページ管理システム等
商工労働部	雇用政策課	グジョブセンターおきなわ支援情報共有システム

4 防災危機管理課における取組の状況

県全体の危機管理を統括する防災危機管理課に対し、調査票により以下の事項について回答を求め、それに基づきヒアリングを行ったところ、「沖縄県危機管理指針」に基づいて以下のような取組を行い、危機管理体制の整備に努めているとのことであった。

- (1) 各部室等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証について
「沖縄県危機管理指針」の改正時に、各部室等に照会してマニュアルの整備状況を確認している。また、各部室等がマニュアルを作成するにあたっては、問い合わせに対して助言等を行っている。
- (2) 各部室等職員への危機管理意識の啓発、訓練等の実施について
沖縄県自治研修所において実施されている階層別研修（新採用職員～課長級）において、各階層に対して危機管理に関する研修を実施しているほか、美ら島レスキュー、沖縄県総合防災訓練、沖縄県災害対策本部運営訓練等の訓練を実施している。
- (3) 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備について
防災危機管理課が所管する危機事象については、沖縄県防災情報システムを整備し、必要な情報等を収集・整理している。

(4) 必要な安全情報の収集整理及び県民への提供について

「ハイサイ！防災で一びる」という防災情報ポータルサイトの開設や、「沖縄県の国民保護」、「沖縄県津波避難困難地域について」等を県ホームページに掲載し、県民への情報提供を行っている。また、台風時には知事メッセージ等を発して注意喚起に努めている。

(5) 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備について

災害対策本部設置時には、危機管理センター（県庁5階）、本庁講堂、各合同庁舎に場所を確保し、状況に応じてマルチスクリーンなどの映像表示システムや通信システムなどを活用して対応できるようにしている。

(6) 職員による危機管理24時間体制の整備について

土日、祝日、時間外については災害情報等受信伝達業務等専門員を課内に配置しており、常時、第一報等が入る環境を整えている。

(7) その他危機管理の推進について

防災啓発のための県民向け研修、自主防災組織拡充のための自主防災組織リーダー育成研修、沖縄気象台と連携した防災講演会等の実施により、防災意識の普及啓発や危機管理の推進に取り組んでいる。

第4 監査の結果に基づく所見等

監査の結果、「沖縄県危機管理指針」において発生が想定されている危機事象に対する事前対策について、以下のとおり、検討を要する事項や、対策が十分でない事項等があった。

1 事前対策に対する所見

- (1) 対応が必要な危機事象の再確認について
今回の監査において、危機発生時に対応の必要があると考えられる機関から、該当する危機事象に係る調査票が提出されていない事例が見受けられた。
防災危機管理課及び該当する機関においては、対応が必要となる危機事象について再確認を行い、事前対策に連携のないよう取り組んでいただきたい。
- (2) 情報連絡網の整備について
各機関においては、発生が想定される危機事象ごとに、連携が必要となる関係機関等を網羅し、夜間・休日の緊急連絡にも対応可能な最新の情報連絡網を整備する必要がある。
また、防災危機管理課においては、情報連絡網の整備状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うなど、迅速かつ的確に情報連絡を行うことができる体制が構築されるよう取り組んでいただきたい。
- (3) 危機管理マニュアルの作成について
危機管理マニュアルが作成されていない機関においては、危機事象の発生防止及び発生した場合の被害の最小化を図るため、作成に向けて早急に取り組んでいただきたい。
また、マニュアルが作成されている機関においても、必要に応じて見直しを行い、指定要員や担当者が不在の場合でも危機事象への対応が可能となるよう、職員への周知を図っていただきたい。
- (4) 国、市町村及び関係機関との連携の確保について
危機事象の発生に備え、平時より、連携が必要となる国、市町村及び関係機関を把握し、具体的な連携方法を危機管理マニュアル等で定め、説明会や訓練等の機会を捉えて情報の共有化を図るなど、連携が円滑に行われるよう取り組んでいただきたい。
- (5) 物資、資機材の確保について
危機事象発生時に必要となる物資等については、「沖縄県地域防災計画」に基づき、県民に対して自ら備蓄することの必要性を十分に周知・啓発していただきたい。

また、市町村や指定管理者等の関係機関との協力や役割分担の下、必要量を的確に把握し、適切な備蓄場所を確保して計画的な備蓄・更新に努め、災害発生時に迅速に供給できる体制を整備していただきたい。

(6) 訓練・研修等の実施について

今回の監査では、他の項目と比較して訓練・研修等の実施率が低いことが確認されていることから、各機関においては、可能な限り訓練・研修等の機会を確保し、その結果に基づき危機管理体制の実効性について評価・検証を行い、その内容を危機管理マニュアル等へ反映させる取組を推進していただきたい。

2 防災・危機管理体制整備の取組について（まとめ）

今回の監査を実施した結果、防災・危機管理体制の整備にあたり、「沖縄県危機管理指針」に定められている各種の事前対策について、前述のとおり様々な課題を有していることが明らかとなっている。

近年、県内外で発生した様々な危機事象の中には、これまでの想定を遙かに上回るような甚大な被害を及ぼす事例も出てきていることから、既に対策が講じられている事項についても、不断の見直しを行う必要がある。

また、防災・危機管理体制の整備においては、県職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図ることが極めて重要であるとされていることから、県職員においては、万一の危機事象の発生に備え、自らの担当業務に関してどのような危機事象が想定され、どのように対応すべきかなど、常日頃から、危機管理意識を持って行政事務を遂行していただきたい。

県においては、国や市町村に加え、指定管理者やその他の関係機関との連携を強化し、県民の生命、身体及び財産の保護並びに生活の安全確保を図るため、防災・危機管理体制の整備に万全を期していただきたい。

【資料1】

(R元年度行政監査調査票【全課用】)

沖縄県危機管理指針に基づく防災・危機管理体制整備の取組について

部局名	課(室)名
担当者	連絡先

- 1 対応が必要な危機事象の有無
- 貴課(室)の所掌事務において、別紙1に掲げる危機事象について対応が必要となるものがありますか。
- ある → 危機事象の番号、内容を記入してください。 次へ
- ない 終了

危機事象の番号	危機事象名
危機事象の内容	

上記1で回答した危機事象への平成30年度中の事前対策状況について、以下の項目に回答の上、関係資料と併せてご提出ください。

- 2 情報連絡網の整備(指針第2章-2-(1))
- (1) 危機事象発生時の情報連絡網は整備しているか
- 整備している → 情報連絡網を提出してください。 (2)へ
- 整備していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 3-(1)へ

記入欄

- (2) 組織改編、人事異動等に伴う変更は反映されているか
- 反映されている (3)へ
- 反映されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄

- (3) 防災危機管理課へ報告されているか
- 報告している → 報告文書(鑑)の写しを提出してください。 3-(1)へ
- 報告していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 3-(1)へ

記入欄

- 3 危機管理マニュアルの作成(指針第2章-2-(2))
- (1) 危機管理マニュアルは作成されているか
- 作成している → マニュアル名を記入し、マニュアルのPDFファイルを提出してください。 (2)へ
- 作成していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 4-(1)へ

記入欄

- (2) 危機管理マニュアルは必要に応じて改訂されているか
- 改訂されている (3)へ
- 改訂されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄

- (3) 危機管理マニュアルの職員への周知徹底は図られているか
- 図られている → 内容が確認できる資料を提出してください。 4-(1)へ
- 図られていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 4-(1)へ

記入欄

- 4 危機管理連絡調整員、危機管理情報・初期対応要員等の指定(指針第2章-2-(3))
- (1) 必要な要員等は指定されているか
- 指定されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 指定されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 5-(1)へ

記入欄

- (2) 配備要員等との緊急連絡体制は構築されているか
- 構築されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 5-(1)へ
- 構築されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 5-(1)へ

記入欄

- 5 国、市町村及び関係機関との連携の確保(指針第2章-3)
- (1) 危機発生時に連携が必要となる関係機関等は把握しているか
- 把握している → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
- 把握していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6-(1)へ

記入欄

- (2) 危機発生時の連携方法等は定められているか
 定められている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (3)へ
 定められていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6-(1)へ

記入欄

- (3) 連携方法等について関係機関等との情報共有は行われているか
 行われている → 内容が確認できる資料を提出してください。 6-(1)へ
 行われていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 6-(1)へ

記入欄

- 6 物資、資機材の確保 (指針第2章-4)
 (1) 危機発生時に必要となる物資、資機材の種類・数量等は把握しているか
 把握している → 内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
 把握していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 7-(1)へ
 必要な物資、資機材は無い 7-(1)へ

記入欄

- (2) 危機発生時に必要な物資、資機材は十分に確保されているか
 確保されている → 内容・保管場所が確認できる資料を提出してください (4)へ
 確保されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (3)へ

記入欄

- (3) 不足物資、特殊資機材の入手ルートは確保されているか
 確保されている → 内容が確認できる資料を提出してください。 (4)へ
 確保されていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (4)へ

記入欄

- (4) 確保済みの物資、資機材の点検は行われているか
 行われている → 点検年月日が確認できる資料を提出してください。 (5)へ
 行われていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (5)へ

記入欄

- (5) 確保済みの物資、資機材の取扱の習熟は図られているか
 図られている → 内容が確認できる資料を提出してください。 7-(1)へ
 図られていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 7-(1)へ

記入欄

- 7 訓練・研修の実施状況等 (指針第2章-5)
 (1) 訓練・研修等を実施したか
 実施した → 実施年月日を記入し、内容が確認できる資料を提出してください。 (2)へ
 実施していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 (2)へ

記入欄

- (2) マニュアルの評価・検証を行い、危機管理体制の実効性を検証したか
 評価・検証した → 内容が確認できる資料を提出してください。 (3)へ
 評価・検証していない → 理由及び今後の対応を記入してください。 8へ

記入欄

- (3) 評価・検証結果をマニュアルに反映させたか
 反映させた → 内容が確認できる資料を提出してください。 8へ
 反映させていない → 理由及び今後の対応を記入してください。 8へ

記入欄

- 8 その他 (課題等)
 危機事象への対応や危機管理体制の整備にあたり、抱えている課題や今後の取組等について記入してください。

記入欄

以上で調査票の記入は終了です。後日、回答内容の確認のため、ヒアリングや実地監査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【別紙1】

想定される危機事象の所管部署等 平成30年4月

番号	危機事象	主たる所管部署等
1	大規模風水害	防災危機管理課
2	大規模地震災害	防災危機管理課
3	原子力災害	基地対策課、防災危機管理課、環境保全課
4	石油コンビナート災害	防災危機管理課
5	大規模火災・爆発	防災危機管理課
6	危険物事故、高圧ガス及び火薬類の事故	防災危機管理課、産業政策課
7	毒劇物事故	衛生業務課
8	航空事故	防災危機管理課、空港課
9	海上事故（油流出含む）	防災危機管理課、環境保全課
10	モノレール関係事件・事故	都市計画、モノレール課
11	道路事故	道路管理課、農地農村整備課、森林管理課
12	県主催イベントでの事故	当該課
13	不審船・領海侵犯	防災危機管理課、基地対策課、港灣課、漁港漁場課
14	ハイジャック・バスジャック等	防災危機管理課
15	大規模騒乱・暴動・パニック	防災危機管理課
16	テロ・ダテラ事件	防災危機管理課、当該課
17	武力攻撃事態等	防災危機管理課
18	緊急対処事態	防災危機管理課
19	重要影響事態	基地対策課、防災危機管理課
20	感染症のまん延	地域保健課
21	緊急性伝染病	畜産課
22	飲料水汚染	衛生業務課、企業局配水管理課
23	大気汚染	環境保全課
24	水質汚濁	環境保全課
25	大規模食中毒	衛生業務課
26	毒・劇物による健康被害	衛生業務課
27	テロ以外の被ばく	医療政策課、県立病院課、宮農支援課
28	原因不明の健康被害	健康長寿課、衛生業務課、地域保健課、環境保全課
29	農薬等の使用による事件・事故	宮農支援課
30	食品による健康被害	衛生業務課、流通・加工推進課
31	漏水	企業局配水管理課、地域・離島課
32	県産農林水産物に関する事件・事故	農林水産部総務課
33	サメによる被害	水産課
34	海洋性有毒危険生物による事故	水産課、衛生業務課
35	医療事故	医療政策課、県立病院課
36	院内汚染	医療政策課、県立病院課
37	学校内及び校外活動中の事件・事故	保健体育課（私立学校の場合総務私学課）
38	保育所における事件・事故（公立、私立、認可外含む）	子育て支援課
39	県庁舎での事件・事故	各庁舎管理者
40	県施設での事件・事故	各施設管理者
41	本県出身者が巻き込まれた国内での事件・事故	総務私学課、産業政策課
42	本県出身者及び沖縄県系人が巻き込まれた国外での事件・事故	交流推進課
43	米軍基地から発生する事故等	基地対策課、防災危機管理課
44	情報システムの障害	当該課、総合情報政策課
45	情報システムに対する不正行為	当該課、総合情報政策課
46	総合行政情報通信ネットワークの障害	総合情報政策課
47	総合行政情報通信ネットワークに対する破壊行為	総合情報政策課
48	要人への危害（特別警備、国会関係者等）	秘書課、議事事務局総務課、防災危機管理課
49	県庁舎への不審者の侵入・破壊等	各庁舎管理者
50	不審な郵便物等	総務私学課
51	指定金融機関、指定代理金融機関の破綻等	出納事務局会計課
52	上記に含まれないその他の危機事象	当該課

※「危機管理指針【資料編】」P5を一部加工して作成

(R元年度行政監査調査票【防災危機管理課用】)

沖縄県危機管理指針に基づく防災・危機管理体制整備の取組について

部局名	知事公室	課(室)名	防災危機管理課
担当者		連絡先	

危機管理指針第2章の6に記載されている取組について、平成30年度中の実施状況等を具体的に記入してください。

- 1 各部署等が策定する危機管理マニュアル等の作成・修正の指導、助言及び検証を行ったか

記入欄	
-----	--

- 2 各部署等職員への危機管理意識の啓発、訓練等を実施したか

記入欄	
-----	--

- 3 県内、県外における危機事象への対応事例等、危機管理に関する必要なデータベースの整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

- 4 必要な安全情報の収集整理を行い、県民に提供したか

記入欄	
-----	--

5 危機管理に必要な会議室等の確保等執務環境の整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

6 職員による危機管理24時間体制の整備状況はどうか

記入欄	
-----	--

7 その他危機管理の推進について

記入欄	
-----	--

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---